# challenge SDGS!

どの企業も、そして、私たち個人も、 SDGsの達成に貢献できることが あります。当グループは、各事業や With You活動を通じてSDGs17の 目標達成を目指します!











金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs(持続可能な開発のための目標)の達成のために具体的な取り組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けてSDGsを普及啓発することも、大きな役割として担っています。

当グループでは、社員一人一人がSDGs普及啓発の担い手となることを企図し、全社員がSDGsを理解し実践できるよう理解度促進の施策を展開しています。2018年10月にSDGs特集を掲載した社内報(冊子)にて当グループがSDGsに取り組む意義や各事業とSDGsとの関連を解説しました。また、2018年12月、2019年12月には全役員・全社員を対象としたeラーニングを実施し、さらなる理解度促進に努めています。このeラーニングの受講は海外拠点にも展開し、さらなる取り組みを促しています。

2019年5月には三井住友信託銀行全社員のSDGsバッジ着用がスタートしました。

本取り組みは2019年度よりグループ関係会社にも広げています。



SDGsバッジ 配布数 約**21,000**個 SDGs社内勉強会 参加人数

3,112<sub>4</sub>

(2018年11月~2019年3月)



2018年10月発行 冊子社内報「Future Bloom」



2019年12月実施 eラーニング



2018年5月発行 社員版統合報告書

三井住友信託銀行個人トータルソリューション事業の全国の営業店部では、SDGsの目標達成につながるWith You活動を実践できるよう「SDGs社内勉強会」を実施し、全店部にて社員計3,112名が参加しました。

さらに、SDGsの目標達成につながる取り組みを実践で

きるよう、SDGsに関係する好事例を共有し、全店部の活動レベルの底上げを図っています。

全国の支店のSDGsに関する活動は、With You支店ブログにて随時発信していますのでぜひご覧ください。



With You活動好事例紹介



大森支店でのSDGs勉強会の様子



小金井支店でのSDGs勉強会の様子

# プラごみゼロ言言 Challenge SDGs!

# 私たちは2030年までにリサイクルされずに 廃棄されるプラごみゼロを目指します!











河川などから流れ込んだ「海洋プラスチックごみ」は長期にわたって海 に残存するため、地球規模での海洋汚染が懸念されています。世界中で 大量発生する海洋プラスチックごみによって、海の生きものたちは危機 に瀕しています。私たちには今、「プラスチックと賢くつきあっていくこと」 が求められています。

当グループでは、この世界的な海洋汚染問題への具体的アクションと して、社員一人一人がプラスチック製品の利用削減とリサイクルできない プラスチックごみの排出削減に取り組もうと、この「プラごみゼロ宣言」 を策定しました。

本宣言に基づき、「社員がプラごみを出さない」「お客さまにプラごみを 出させない」ための具体的な取り組みを進めています。



#### 社員がプラごみを出さないための取り組み

各拠点ビル・各支店でポスターを掲示し、本宣言 に基づいた具体的な取り組みを展開しています。吉 祥寺支店では、独自に8月を「プラごみ削減活動月 間」と定め、社員一人一人が「プラごみゼロ」を意識 できるような活動を行いました。支店全員の名前 が掲載された表を作成し、「マイボトルを持参した」

「レジ袋をもらわなかっ た」等、1日1回以上プラ ごみの削減につながる 行動をした場合は該当 の日付にシールを貼る ルールを周知、全日達成 した社員は支店内で表 彰しました。



#### お客さまにプラごみを出させないための取り組み

当グループでは、お客さまへお渡しする物に極力 プラスチックを使わず、環境にやさしい素材を使う よう努めています。2019年より、お客さまへお送り する郵便物(窓あき封筒)の窓部分の素材を、分別 せずに廃棄可能なパルプ素材「グラファン」に切り 替えていくことにしました。また、お客さまへお渡し する粗品も、エコバッグをはじめとした環境にやさ

しい商品に切り 替えられるよう 準備中です。



# 私たちのSDGs宣言 Challenge SDGs!



三井住友信託銀行では、組織としての取り組みだけでなく、社員一人一人が「私たちにできることは何か」を考え、SDGs 目標の達成を目指しています。

2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ地域活性化につなげることを目的に、全国にある134支店全店が 「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

#### 「私たちのSDGs宣言」

SDGsを共通言語に、全国の営業店部が最注力するWith You活動を「見える化」する施策です。SDGsの目標17と各 店部が達成したいと考える目標1つの計2つの目標を達成するためのアクションを、各支店が自ら策定し、具体的な活 動を展開しています。



















全134支店が策定 具体的な アクション

目標1~16のうち一つ

#### 北海道•東北

#### 札幌支店•札幌中央支店





# 仙台支店・仙台あおば支店・

• 東北地方の皆さまが金融サービスにアクセスできるよう、イベン トを企画開催します

#### 関東

#### 大宮支店•大宮駅前支店



• 地域包括支援センターに向けた情報提供・勉強会・ロビー展の実施

#### 浦和支店



• お客さま向けセミナーの開催や支店内意識醸成



地域コミュニティと連携した活動を通じて、豊かな街『越谷』に貢献

#### 所沢支店・所沢駅前支店 -



・お客さま向けに「人生100年時代」を見据えた老後の備えについ ての情報提供を目的としたセミナー開催

#### 杉戸支店



• 地元警察と連携し、勉強会・セミナー・ロビー展の開催

#### 船橋支店



お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的と したセミナー開催

#### 松戸支店 -



• 地域包括支援センターと連携した勉強会・ロビー展の開催

#### 千葉支店•千葉駅前支店



•地域包括支援センターとのリレーション構築・認知症サポー ター養成講座受講

#### 市川支店 –



「本で寄付するプロジェクト」を通して、本の回収・寄付等により 地域貢献に取り組む

#### 津田沼支店-



• 振り込め詐欺被害を減らすべく、防犯対策の情報提供を各種セ ミナーで実施

#### 柏支店 -



• シニア世代を含む地域コミュニティへの企画提供および情報発信

#### 八千代支店



• 地域包括支援センター等と連携した社員向け勉強会、お客さま 向けセミナーの実施

#### 横浜支店•横浜駅西口支店



- 地域SDGs機関との協働態勢構築
- 神奈川エリア僚店との協働、連携の強化

#### 二俣川支店



シニア世代の皆さまへの情報提供を通じての地域貢献

# 港南台支店

港南区のシニア世代のお客さまに向けた情報提供・セミナーを

#### 川崎支店-

警察の協力を仰ぎつつ、お客さま向けに詐欺被害に遭わないよ う啓蒙活動を実施

#### 横須賀支店-

・ 地元町内会と連携した交通安全誘導の実施

#### 新百合ヶ丘支店 -

• 新百合ヶ丘に根ざした支店として地域と連携して幸福度の高い 街づくりに取り組む

#### たまプラーザ支店・

・地元企業や団体との連携を推進し、地域の一員としてコミュ ニティの発展に貢献します

#### **- 吉葉台支店**

• 特殊詐欺防止に努めます!

#### 小田原支店

• 地域の社会福祉大会に参加し、特殊詐欺等被害の未然防止を訴 えるべく情報を提供

#### 藤沢支店・藤沢中央支店 -

• 海洋汚染を減らし湘南の海を守る活動を推進する

#### 相模大野支店 -

・詐欺被害撲滅のため、相模原南警察署と連携してセミナー・勉強 会・ロビー展での啓蒙活動を実施

# 前橋支店-

健康・介護・医療関係のセミナー・ロビー展の開催

# 宇都宮支店-

栃木の環境(ミヤコグサ管理地除草活動など)・文化保全活動に参 加する

# 上大岡支店

• 港南区の花『ひまわり』の活動を通して地域の皆さまとの連携を 強化する

#### 東京

#### 日本橋営業部•東京中央支店

日本橋地域のコミュニティと連携した活動(協賛イベント・清掃 活動など)に積極的に参加し、街づくり活動を推進していきます。 加えて、高齢者が安心して過ごせる環境作りの一環として、警察 署と連携し、特殊詐欺被害が発生しないよう、お客さまに積極的 に注意喚起・情報発信を行います。

#### 本店営業部

シニア世代のお客さまへ健康・福祉に資するセミナー・イベント 等を開催する

#### 上野支店•上野中央支店 —

• シニア世代のお客さま向けのセカンドライフ等の情報発信を目 的としたセミナー開催

#### 渋谷支店•渋谷中央支店-

• 渋谷地域の企業・団体と協力し、渋谷の街づくりと変遷を発信

#### 中野支店-

• 地域の障がい者支援センターと連携したロビー展の定期開催

#### 石神井支店 -

• シニア世代のお客さまへ健康・福祉に資するセミナー・イベント 等を開催する

#### 吉祥寺支店•吉祥寺中央支店 -

• 武蔵野エリアの自然・環境保全のため、地域の皆さまと共同活動 を行う

#### 立川支店•立川北口支店 —

・シニア世代の皆さまへ人生100年時代を豊かに暮らすための情 報提供

#### 八王子支店•八王子駅前支店 -

お客さまへの医療・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセ ミナー開催

#### 町田支店-

\*\*\*

・シニア世代のお客さまへ人生100年時代に向けた情報提供をし ます

#### 厚木支店 -

• 厚木警察署と連携し、防犯チラシ配布で詐欺被害からお客さま を守る

#### 多摩桜ヶ丘支店・

• 多摩市地域包括支援センターとの情報共有・勉強会の実施

#### 三軒茶屋支店 -

• 次世代を担う子供たちに向けて私たちができることを着実に

#### 荻窪支店 —

• 地域の皆さまへ心の豊かさと役立つ情報を提供するセミナー・イ ベントを開催

#### 新宿支店•新宿西口支店 -

• シニア世代の「備え」に特化した学びの場を目的としたセミナー 開催



# 芝営業部

• お客さまのベストパートナーとなれるように毎日を健康で楽しく 過ごすためのセミナーを開催します

#### 目黒支店 -

Mi

• 高齢化が進む社会の中で、より多くの方にお選びいただける支店 となるために、認知症の理解を深める勉強会を実施します

#### 大森古庄-

• お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報を目的とした セミナー開催

#### 池袋支店•池袋東口支店 -



• 地域包括支援センターとの連携、シルバーカレッジの開催、認知 症問題を考えるロビー展の開催

#### 虎ノ門コンサルティングオフィス —



• 他企業の社員の皆さまに対するライフプランの情報提供を目的 としたセミナー・個別相談会等の開催

#### 自由が丘支店



- 「街の清掃活動」や「盆踊り大会」など地元主催のイベントに積極 的に参加して、地域の皆さまとの交流を深め、より良い街づくり に貢献する
- 「認知症予防講座」セミナーの開催

#### 二子玉川支店 –



• 社員一人一人の「MY SDGs」づくりと共に、お客さまに役立つセ ミナー・勉強会を開催します

#### 小金井支店 -



• セミナーやロビー展の開催を通じた情報発信及び社員参加型活 動の継続

#### 甲信越•北陸

#### 甲府支店



プラごみゼロ宣言に基づき、プラスチック製品の利用削減とプラス チックごみの排出削減を社内に周知・推進

#### 新潟支店•新潟中央支店 -



• 外部機関と連携し地域活性化活動に継続して取り組む

#### 金沢支店•金沢中央支店



• 金沢市をはじめとした各種機関と連携して地域の活性化を図る

#### 富山支店



• 地域の自然が育む生物多様性の大切さを地域に発信していく

#### 福井支店



県内の海岸の魅力をPRし、美しい海岸を次世代へつなげていく 活動を推進する

#### 東海

#### 静岡支店•静岡中央支店 –



幅広いお客さまにシルバー・セカンドライフ等の情報を提供する イベントを開催します

#### 沼津支店



地域包括支援センター等と連携して地域の福祉に貢献できるよ うにイベントを開催

#### 名古屋営業部•名古屋栄支店 -



• ロビー展やセミナーを通じ、セカンドライフに役立つ情報を提供 する

#### 金山橋支店 -



• 地域の皆さまの健康と福祉に貢献できるよう情報提供を定期的 に行います

#### 名古屋駅前支店•名駅南支店



・警察署と連携した特殊詐欺防止の推進

#### 岡崎支店 -



・岡崎市社会福祉協議会と連携し、出張講座の定期開催等の地域 貢献活動の実施

#### 豊橋支店-



• 近隣小中学校への金融教育活動実施

#### 一宮支店



• 絶滅危惧種イタセンパラの飼育と地域への発信

#### 岐阜支店-



• 地域の各世代(資産形成層・女性・子供)に対する投資教育セミ ナーの開催

#### 星ヶ丘支店・



地域包括支援センターと連携したロビー展や社内勉強会の実 施、星ヶ丘地域と連携したセミナー開催・情報発信

#### 四日市支店-



• 特殊詐欺未然防止啓発活動・地域清掃活動等に定期参加

#### 沂畿

#### 大阪本店営業部・大阪中央支店 -



• シニア世代のお客さまを対象としたセミナーの開催・情報提供

#### あべの支店・阿倍野橋支店 -

• 障がい者センター等の地域機関と連携して地元の健康と福祉に 貢献するイベントを企画開催する

#### 梅田支店•阪急梅田支店-



• 地公体・地域包括支援センター等と連携した活動と情報提供

#### 池田支店-

• 地域包括支援センターに向けた情報提供・セミナー・合同勉強会 を開催

#### 枚方支店•京阪枚方支店 -



• 地域包括支援センター等外部機関との連携での啓発勉強会開催

#### 難波支店・難波中央支店 -



世界から飢餓や貧困をなくし子供たちを支援する活動を推進し ます

#### 

• シニア世代の安心の実現に向けたイベントを企画開催

#### 千里中央支店

3 £55£5 -W∳

お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報発信を目的とした店部独自のミニセミナーを開催

#### 茨木支店-



• 防災ロビー展や特殊詐欺防止の取り組みを実施します

#### 高槻支店



・地域機関と連携して「住み続けられるまちづくり」に向けてイベントの開催参加

#### 堺支店 -



お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

#### 八尾支店-



絶滅危惧種のニッポンバラタナゴを守り、当社の取り組みを知ってもらう

#### 京都支店•京都四条支店-



・地域連携の活動を通じて京都の伝統と歴史を京都で働く人間として守っていく

#### 神戸支店•神戸三宮支店 -



・お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的と したセミナー開催

#### 塚口支店 -



・人生100年時代を地域機関と連携し、イベント開催等で応援します

#### 大津支店



• 地域活動に積極的に参画し、地域の活性化、環境活動に貢献する

#### 明石支店



お客さまのお役に立つ情報提供を目的としたイベントを地域機関と連携して企画開催し『生涯教育』に貢献します

#### 川西支店 -



・働き方や生活の不平等をなくし、多様な人と共存するために勉 強会・交流会を開催

#### 姫路支店-



・夏休み1日職場体験会等の社外発信イベントを通じて、地域の教育活動に貢献していく

#### 芦屋支店。



シニア住宅の理解を深まるよう、地域機関と連携してイベントを 企画開催します

#### 西宮支店



• 地域イベント参加により環境・健康等セカンドライフの情報提供

#### 奈良西大寺支店-



人生100年時代に向けた各世代のお客さまに地域機関と連携して情報提供

#### 和歌山支店。



シニア世代向けのイベントを地域機関と連携して企画開催する

#### 中国•四国

#### 広島支店•広島中央支店



認知症問題に対し、地域機関と連携し、社内外のイベントを企画 開催します

#### 福山支店



・地域包括センター及び警察と連携し、認知症の方への理解を深める

#### 岡山支店・岡山中央支店 -



- シニア世代向け豊かなセカンドライフ実現のためのセミナーを 開催します
- 育休等取得推進を通じ多様な人が活躍できる職場にします

#### 鳥取支店 -



• 行政・福祉団体と連携したイベントを企画開催

#### 山口防府支店



• セミナーを通して、健康・介護に関する情報を定期的に発信する

#### **真松专庄**



• シニア世代の安心の実現に向けたイベントを企画開催する

#### 松山支店 —



• 人生100年時代を安心して過ごすためのお手伝いを推進する

#### 九州

#### 福岡支店•福岡天神支店



お客さま向けのシルバー・セカンドライフ等の情報提供を目的としたセミナー開催

#### 北九州支店



・当店は「学びの場」。お客さま向け、地域の文化・歴史等の情報提供を目的としたセミナーを開催します。私たちも勉強会を通じ学んでいきます。

#### 佐賀支店 —



• シルバーカレッジや他業種交流会等の定期開催、学校等の地域との連携強化

#### 大分支店



- 地域包括支援センターと連携した合同勉強会の開催
- セカンドライフに向けた各種セミナーの開催

#### 熊本支店・熊本中央支店 -



- 外部機関と連携し地域活性化活動に継続して取り組む
- •地域のクリーン活動や地域イベントへ積極的に参加する

#### 鹿児島支店



・地域イベントへの参加やボランティア活動を通じて地域の活性 化に貢献する



# 三井住友信託銀行

# With You活動推進の取り組み

SDGsはビジネスの現場でも注目されており、世界中のさまざまな業界・企業がSDGsを 意識した事業に取り組み、新しい資金需要が金融ビジネスの機会を生み出しています。

# 三井住友信託銀行は、With You活動を通じて SDGsの17の目標達成を目指します!

- •外部へのセミナー講師等の派遣
- •外部、地域コミュニティと連携した諸活動
- 各種パブリシティ

- •本で寄付するプロジェクト
- •使用済みメガネの寄付
- •食品ロス削減
- •途上国、貧困層への 食料寄付支援活動
  - •シルバーカレッジ
  - •地域包括支援センターとの連携
  - •認知症サポーター養成講座、 金融ガイド読み合わせ
  - •健康・介護・医療関連セミナー およびロビー展
  - 献血活動、ピンクリボン運動
  - •交通安全への取り組み





SDGs

With You活動









- ●ベルマークの寄付
- 企業見学会・ 職場見学会
- •家族参観





◆イクボス関連の 取り組み



















(気候関連災害対策)

•各種平和に関するロビー展

•紛争地域等への物資寄付

●折り鶴の寄付

•里地里山保全活動

•森の墓苑ロビー展

•ナショナル・トラスト

●紙の使用量削減

活動ロビー展

•海岸清掃活動

•プラごみ削減

•防災ロビー展

(NPO·NGOの取り組み紹介など)





#### 全国の支店における共通の取り組み

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係 を築くため、地域に根差した社会貢献活動"With You活 動"を展開しています。With You活動では、①シニア世代応 援活動、②環境・生きもの応援活動、③地域・社会貢献活動 の三つを特に重視し、推進しています。

三井住友信託銀行では、このWith You活動の内容を類 型化し、難易度や効果を計り、活動の目安を設定するガイ ドラインとして、2012年度からポイント制度を導入し、組 織的な活動の推進を図っています。ポイント制度では、毎年 獲得の目安となる基準ポイントを設定し、「営業成果獲得」

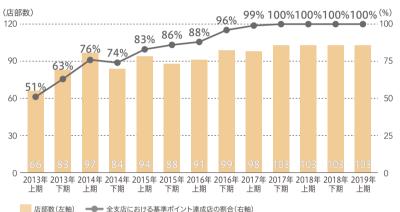
「環境負荷低減」「ブランドイメージの向上」「情報発信」の 観点における評価とともに、営業成果・活動周知に関する 工夫や、With You支店ブログへの投稿を合わせて、各支店 を評価しています。支店の基準ポイント達成率は制度導入 時から順調に増えており、現在With You活動は営業活動 の手法の一つとして支店に浸透しています。

また、With You活動において顕著な成果を上げた支店を 「With You優秀賞」「With You特別賞」「With Youきらり活動 賞」「SDGs特別賞(新設)」として表彰し、その活動内容を全国 支店で共有することで、活動の積極的な展開を図っています。

#### With You活動の狙い



#### 基準ポイント達成店部数



※各年度における総店部数は、2013年上期130カ店、下期133カ店、2014年上期128カ店、下期114カ店、2015年上期 113力店、下期102力店、2016年上期103力店、2016年下期·2017年上期99力店、2017年下期以降103力店

#### コミュニケーション

三井住友信託銀行は、地域の皆さまと強固な信頼関係を築くため、全国各地の営業拠点を中心に、地域に根差した社会 貢献活動を展開しています。

全国の皆さまに各拠点の活動を広くお伝えするために、さまざまな媒体を使った情報発信に注力しています。

#### With You支店ブログ-

三井住友信託銀行は2012年に「With You支店ブロ グ」を立ち上げ、全国の支店におけるサステナビリティ活動 (With You活動)の様子を随時紹介しています。さらに、 サステナビリティセミナーやパネル展の開催をタイムリー にご案内するなど、地域のお客さまとのコミュニケーショ ン手段としても活用しています。各支店によるブログの更 新件数は年々増加傾向にあり、支店ブログは地域の皆さま

との関係を深める重要な情報発信ツールとなっています。

2018年11月より、自店部のWith You活動をSDGs17 の目標と結び付けて発信する取り組みを進めています。ま た、2019年8月、各地域コミュニティへSDGsを浸透させ 地域活性化につなげることを目的に、全国にある134支店 全店が「私たちのSDGs宣言」を策定しました。

ウェブサイトURL: https://branchblog.smtb.jp/

#### 支店ブログ更新件数の推移



ブログ総投稿件数

(2019年12月20日時点)

#### 社会貢献活動レポートSuMi TRUST With You -

全国のお客さまに向けて、社会貢献活動レポートSuMi TRUST With Youを年4回発行しています。このレポートは、高齢者の興味・関心が高い話題や旬の話題を届ける情報発信ツールとしての役割も果たしています。2019年度は「人生100年時代」を応援するテーマでスペシャルトピックを連載しました。新しい「健康」への備え、これからの「人生後半」への備えなどについて紹介したところ、全国から大きな反響がありました。





#### エコプロ2019へのブース出展

三井住友信託銀行は2019年12月5~7日、東京ビッグサイトで開催された日本最大の環境関連イベント「エコプロ2019 持続可能な社会の実現に向けて」にブースを出展しました。

三井住友信託銀行は(公財)日本生態系協会、(公社)日本ナショナル・トラスト協会と共同で、2007年から「生物多様性」をテーマにブースを出展しています。2012年からは「自然資本」をテーマに掲げ、投融資商品や不動産の取り組み、ESDプロジェクト、ナショナル・トラスト支援活動等の紹介を通じて、自然資本の経済的な意味を解説しています。

10年目の出展となった今年は、責任銀行原則への署名やSDGsへの取り組み、森林信託、環境不動産などのパネ

ルを展示し、ご来場いただいたお客さまと直接お話をしながら三井住友信託銀行や同社の取り組みについて知っていただきました。



来場者へのレクチャー風景







ブースコンセプトを伝えるバナー

#### 支店版With You冊子

With You支店ブログを用いた情報発信、社会貢献活動レポートの発行に加え、各支店がオリジナル小冊子「支店版With You」を発行しています。この冊子は、地域の皆さまに地域の支店をより深く知っていただこうと企画・制作しているもので、社員紹介や店内紹介、注力しているWith You活動やサステナビリティ企画の特集コラムのほか、県庁や市役所と連携して地域の特色や見どころなどのPRコラムを作成するなど、支店独自色あふれた内容となっています。



#### Fujisawaサスティナブル・スマートタウン※ 文化祭への参加

2019年11月に開催されたFujisawa SST文化祭にて、 当社は神奈川県SDGs推進課ご協力のもと、ミニワーク ショップ「Fujisawa SSTツリーをみんなで作ろう!」を出展 し、約70組約200名のお客さまにご参加いただきました。

皆さまには興味のあるSDGsの目標を一つ選んでいただき、その達成のために自分ができることについて考え、記入した用紙はオーナメントとしてツリーに飾り付けました。記念撮影した写真はその場で現像し、文化祭の思い出としてお持ち帰りいただきました。湘南の海が近いこともあってSDGs目標14「海の豊かさを守ろう」を選ばれた方が多く、イベント終了後にツリーを見てみると、小さなお子さまからご高齢の方までのさまざまな思いでカラフルに彩られた素敵なFujisawa SSTツリーが出来上がりました。

※ 三井住友信託銀行では、パナソニックグループの工場跡地(藤沢市)を活用した「まちづくり 事業」に、日本を代表する各社との共同事業として金融機関として唯一、参画しています。 日本初の実稼働スマートシティFujisawa SSTは今年でグランドオープンから5年経過し、 100年続くまちをコンセプトに国内外から注目されています(詳細は73頁参照)。



会場の様子



ミニワークショップの様子

#### With You活動の事例紹介

#### シルバーカレッジの開催・

シルバーカレッジとは、シルバー世代のお客さまが安心・豊かなセカンドライフを送るための学びの場です。安全で充実したセカンドライフのために必要な万全な「備え」とは何か、各界の第一人者の方々にお話しいただいています。人生100年時代を迎えた私たちの抱える課題は山積しています。参加者固定で、四つの基本テーマ(健康と安全・安心、





岡山シルバーカレッジの様子

高齢期の住まい、認知症問題、充実した老後の過ごし方) について学ぶ連続セミナーに加え、各支店が特色あるシル バーカレッジを企画・開催しています。

岡山支店・岡山中央支店では大原美術館本館を貸し切り、「大原300年の足跡」をテーマに、大原家と岡山の関係や美術館設立の背景、会場内の実物を題材にしながら美術作品鑑賞の仕方などについて学ぶシルバーカレッジを開催しました。また、福岡支店・福岡天神支店では、ブラタモリの案内人も務められた近代史研究家の方を講師にお招きし、地元・福岡天神の歴史について貴重なお話をしていただきました。このほかにも、各支店が硬軟織り交ぜ、豊かなシルバーライフを送るためのさまざまな情報を提供しており、いずれも参加いただいたお客さまから好評をいただいています。





#### シニア世代応援レポート2.0

昨今、メディア等をとおして「人生100年時代」への関心が高まっています。三井住友トラスト・グループは「Your ラストバンク」としてシニア世代の皆さまがより豊かなシニアライフをお過ごしいただけるよう、さまざまな情報提供に注力しています。

#### シニア世代の住まいを考える

三井住友トラスト・グループは、皆さまの大切なご資産の管理・承継に加え、お住まいについても最期まで安心して任せていただける銀行でありたいと考えています。2018年8月に発行した「シニア世代応援レポート〜シニア世代の住まいを考える〜2.0」は、シニア世代の住まいを考える上で大切な三つの選択肢(①現在の住居に住み続ける、②暮らしやすい住居に住み替える、③高齢者の住まいに住み替える)について具体的に紹介する冊子です。全国の支店では、シニア世代の最適な住まいについてゆっくり考えていただこうと、このレポートを紹介するロビー展を開催し、皆さまがより良いシニアライフを過ごすためのお手伝いやご相談を承っています(48頁参照)。



ウェブサイトURL: https://www.smth.jp/csr/report/2018/all5.pdf

#### 認知症問題を考える

超高齢社会となった日本では、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症またはその予備群であるといわれています。2019年8月に発行した「シニア世代応援レポート~認知症問題を考える~2.0」は、認知症とはどのような病気か、認知症になった場合どのようなサポートが必要になるのか、当社でどのようなお手伝いができるのかなどについて具体的に紹介する冊子です。三井住友信託銀行では、認知症に対応した財産管理ラインアップを整備し、お客さまの立場に立ったコンサルティングを行っています(51頁参照)。全国の支店では、ご自身の健康や将来のことについてゆっくり考えていただこうと、このレポートを紹介するロ



ウェブサイトURL: https://www.smth.jp/csr/report/2019/all5.pdf

#### 環境・生きもの応援活動

三井住友信託銀行では、全国の支店でサステナビリティ活動(愛称:With You活動)に取り組んでおり、「自然資本に恵まれてこそ私たちの暮らしは豊かなものになる」という考えのもと、With You活動のテーマの一つに「環境・生きもの応援活動」を掲げ、社員参加型のさまざまな活動を行っています。その一環として、日本固有の生きものの保全活動に取り組む支店もあります。一宮支店では2016年8月、環境省からの認可を受け、民間企業初となる絶滅危惧種「イタセンパラ」の展示をスタートしました。



2019年9月よりスタートした4回目の飼育活動は、関係者の皆さまのアドバイスのもと、11匹のイタセンパラを大切に育てています。



※メダカは、生息水域ごとに遺伝的分化が確認されており、里親制度等による 固有種の保全活動が各地で進められています。

#### わたし遺産

三井住友信託銀行は2013年6月から「わたし遺産」の募集を開始しました。これは、次世代に残したいと思う大切な「人・モノ・コト」を「わたし遺産」として400文字程度の文章にまとめる応募企画で、大賞・準大賞を受賞した作品は毎回、冊子としてまとめられ、全国の支店ロビーにて配布したり、当社ホームページ上で紹介したりしています。第1回大賞に選ばれた「命をつなぐ十円玉」は、一枚の十円玉をとおして結ばれる教師と生徒たちの信頼関係をつづった作品で、歌手の八代亜紀さんが歌にするなど大きな反響を呼びました。年々、応募者の世代は広がりを見せ、第6回には11,000通を超える作品が寄せられました。

「わたし遺産」は、学校教育や地域社会への貢献企画で

#### もあります。

第1回に児童や学生、学校単位での応募が多数あったことから、第2回より「学校賞」を創設し、学校一括応募を受け付けています。教育活動の一環としてクラスや学年、部活、学校単位にて取り組んでいただくなど、第6回では116校から7,099通の作品が寄せられました。

また、これまでの応募作品に「ふるさと」をテーマとする作品が多く見られたことから、第6回より「心のふるさと賞」を創設し、わが町・わが村の素晴らしい「心のふるさと」も募集しています。第7回の受賞作品の発表は2020年3月を予定しています。









#### 地域コミュニティとの連携強化

金融機関である私たちは、国連の発信するSDGs(持続 可能な開発のための目標)の達成のために具体的な取り 組みを推進することに加え、地域コミュニティに向けて SDGsを普及啓発することも、大きな役割として担ってい ます。全国の支店では、地域コミュニティと連携した活動 やイベント等を通じて、地域の皆さまへのSDGs普及啓発 に注力しています。

北九州支店では、SDGs未来都市である北九州市や SDGs推進に注力する支店近隣の商店会(魚町銀天街)等 と連携した地域密着型の活動を複数展開しています。同 商店会では年2回、商店街の店主等が講師となり専門的 な知識や情報などを一般のお客さまに対して無料でお伝 えする「まちゼミ」を開催しており、2019年11月には当店 財務コンサルタントを講師とする講座を設けていただき ました。このほかにも、商店会主催のSDGsセミナーへの 定期参加、商店会関係者を講師とする社員向け勉強会や お客さまを招いたシルバーカレッジ開催、市役所や商店 会と連携した常設SDGsパネル展の開催など、支店全体 で地域のネットワークづくりに注力しています。

日本橋営業部・東京中央支店では、日本橋エリアの企業 や外部団体と幅広く連携し、セミナー開催、地域活性化イ ベントへの参画、外部講師派遣などの幅広い活動を展開 しています。2019年秋に参加した日本橋エリアの地域活

性イベント「のれん展」では、入居する重要文化財「三井本 館」のシンボルでもある大金庫をモチーフにデザインさ れたのれんを会場に飾りました。三井本館は今年90周年 を迎える節目の年であり、毎年行っているクリスマスコン サートや大金庫内の見学会に加え、国際交流の一環とし て海外の学生を招いた館内見学ツアーを実施するなど、 より一層のPRに努めています。また、社内向けの「マンス リーSDGs通信」を発信し、SDGs宣言に加えて月ごとにど のSDGs目標の達成に向けた活動に取り組んでいるのかを 「見える化」し、社員全員が地域と連携した活動に取り組 めるよう工夫しています。



北九州支店 魚町銀天街との連携



日本橋営業部・東京中央支店 のれん展

#### 食品ロス削減への取り組み

開発途上国への世界の食糧支援量は390トンである一 方、日本の食品廃棄量は643万トンで、その数は約1.6倍 にもなります。本来まだ食べられる食品が一日あたり大型 トラック1,760台分も廃棄されており、「食品ロス」は日本 が抱える大きな社会問題です。三井住友トラスト・グルー プでは、SDGs推進の取り組みの一環として、この食品口 ス削減のための具体的な活動を推進しています。

難波支店・難波中央支店では、「食いだおれの街・大阪」 で何か具体的な取り組みを進めたいと「フードドライブ (家庭で余った食べ物を職場等に持ち寄り地域の福祉団 体や施設等に寄付する活動)」に注目しました。食品ロス の現状やフードドライブの詳細を伝えるロビー展を開催 し、お客さまにも参加を呼び掛けて社員が定期的な寄付 活動を実施しています。寄付した品物はフードドライブを 行っている「パルコープ子ども食堂フードバンク」や「フー ドバンク関西」を通じて、それを必要としている地域の子 ども食堂や福祉団体・施設に届けられています。

佐賀支店では、環境省や佐賀市役所が推進する「3010 (さんまるいちまる)運動」の普及啓発と実践に注力して

います。3010運動とは宴会時の食べ残しを減らすための キャンペーンで、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽 しみましょう」「お開き10分前になったら、自分の席に戻っ て再度料理を楽しみましょう」と呼び掛けて食品ロスの削 減につなげています。職場や知人との会合や宴席などで この取り組みを周知し、一人一人が「もったいない」を心 掛けることで活動の輪が徐々に広がっています。

こうした取り組みは今後、プラごみ削減とあわせてグ ループ全体に広げていく予定です。



フードドライブロビー展 フードドライブ回収活動





佐賀支店 3010運動

# 海外支店・グループ関係会社における取り組み

**GROUP COMPANY 01** 

# ニューヨーク支店

# 取り組み 01 責任銀行原則の署名式および Climate Week (国連気候サミット関連イベント)への参加





2019年9月22日にUNEP FI(国連環境計画金融イニ シアティブ)の責任銀行原則の署名式がニューヨークで 開催され、当日は当社チーフ・サステナビリティ・オフィ サーの金井をはじめとした社員が参加しました。9月23 ~29日に開催されたClimate Weekでは昨年の150を 大きく上回るパネルディスカッション、コンサート、展示 会、セミナーなど関連イベントが行われ、世界40カ国以 トから約1万人もの参加者が集まり、気候変動に関する 世間の関心の高さがうかがえました。同支店では、期間 中、金井を講師として招いて勉強会を開催し、金融の一 大潮流となっているサステナビリティの最新動向につ いて把握するとともに、気候変動が生活にもたらす影響 について理解を深めました。



# 取り組み 02 ボランティアや寄付活動への参加

ボランティア休暇制度を利用し、2019年7月には NY支店社員5名が"Special Populations Tennis Carnival with NYJTL"に参加して、障がいを抱えサ ポートを要する子供たちとテニスを楽しみました。8月 には社員4名が"Food First"の活動に参加し、食べるも のに困る人々に食料を配給しました。さらに、同支店人 事班の呼び掛けによる"School Supply Drive"の活動 では100点以上の文房具をニューアーク(ニュージャー ジー州)の公立学校に寄付したほか、"Coat Drive"の 活動では40着以上のコートをニューヨークの厳しい冬 で必要とする人々に寄付しました。

同支店では今後もこうした活動を通じ、積極的に地 域の皆さまへの支援を実施します。













"Coat Drive"のために集められたコート

# ロンドン支店

**GROUP COMPANY 02** 

### 取り組み 01 グレート・オーモンド・ストリート病院への寄付









2011年以来、ロンドン支店ではクリスマスカードを 送る代わりにグレート・オーモンド・ストリート病院に 毎年寄付をしてきました。グレート・オーモンド・スト リート病院は1852年に開院したロンドンで一番有名 な子供病院であり、チャリティ団体でもあります。世界 初の骨髄移植を成功させるなど、小児科専門で数多く の"世界初"を果たしてきた先駆者的な病院です。ロン ドン支店からなどの寄付により受け取った寄付金は、 人命を救助するための数々の治療に関するリサーチお よび病院自体の運営に利用されています。



グレート・オーモンド・ストリート病院





#### 取り組み 02 セーブ・ザ・チルドレンへの寄付

今年初の試みとして、セーブ・ザ・チルドレンという チャリティの一環である"クリスマスセーターデー"に ロンドン支店、三井住友トラストUKと三井住友トラスト・ インターナショナルのスタッフも含めて皆に参加を呼 びかけています。

これは、2019年12月13日にクリスマス特有の柄が ついたセーターを着て出社し、少なくとも2ポンドを セーブ・ザ・チルドレンに寄付するというものです。当日 のオフィス内の様子を写真に収めたり実際の募金額を 公表することが可能です。



クリスマスセーターデー参加者

# 取り組み 03 ロンドン支店クレジットフロント一体でのESG(環境)関連取組の推進 💥



環境関連規制整備の進む欧州において、当該規制 を意識したファイナンス機会の創出・発掘は、支店クレ ジットフロント(コーポレートファイナンス、プロジェク トファイナンス、航空機ファイナンス、船舶ファイナン ス、不動産ファイナンス)共通のチャレンジ課題です。先 進的な取り組みを当地で率先して取り組むことにより、 本邦取組機会創出への貢献も狙うものであり、具体的 な活動事例は以下の通りです。

#### <取組済事例>

① コーポレート: コモディティトレーダー向けのベー ス取引となるファシリティに関し、ESG関連の指標 (CO<sub>2</sub>、使用電力、安全・健康対策等)を設定しまし た。年間を通じた達成度に応じてローンのマージン にディスカウントまたはプレミアムが加わる仕組み のあるローンに参加しました。資源を扱うコモディ ティトレーダーが環境面に配慮をする社会的要請が あるなか、調達の面からも取組改善にインセンティ ブを与えるものです。

- ② 船舶: 当社がファイナンスする非日系オイルメジャー が長期に利用するタンカーについて、船舶の環境規 制から設置が必要となる脱硫装置(スクラバー)設 置コストの追加ファイナンスを実施しました。スクラ バーファイナンスは担保権利関係の整理が難しいこ とから資金需要が比較的厚く、当社のマーケットに おけるESGの観点でのプレゼンスを引き上げる取り 組みです。
- ③ プロジェクトファイナンス: 再エネプロジェクトへの ファイナンス(複数)。近時、日本でも本格的な普及を 目指し動き出している「洋上風力発電」プロジェクト への貸出業務を2014年から開始しました。現状、英 国、オランダ、ベルギー、ドイツにて展開、2019年9月 末現在、計12案件に貸出中です。

#### <検討中事例>

① 不動産:環境不動産が持つ優位性の検証、本邦市場で のビジネス機会創出を狙い、環境不動産に特化した 欧州不動産オフィスファンドへの出資を検討中です。

# 日興アセットマネジメント

日興アセットマネジメントは、本業を通じてサステナビリティ活動への取り組みへのさらなる努力をするという理 念から、2018年9月にコーポレート・サステナビリティ部を新設しました。

ダイバーシティのワーキンググループやチャリティ・ボランティア活動を運営するほか、各部門と協働し、さまざま な角度からのサステナビリティに取り組むためのハブとしての役割も果たし、積極的にサステナビリティに取り組ん でいます。

# 取り組み 01 カンボジア 水・衛生プロジェクト

日興アセットマネジメントの社員11名が、春・秋の二度に 分かれてカンボジアのシェムリアップで「Water for Life(水・ 衛生プロジェクト)」の活動に参加しました。

「Singapore International Foundation」とカンボジ アのNGO「Water for Cambodia」のパートナーシップに よって行われている同活動の目的は、バイオサンドと皮膜 フィルターの設置により、農村にきれいな水を届けること です。価格が安く、比較的設置も容易なバイオサンド・フィ ルターには、カンボジア国内で調達できる材料が使われて います。メンテナンスも簡単で、一度設置すれば最長15年 間は使えます。

安全な水が容易に使えるようになり、基本的な衛生教育 が行われるようになれば、農村で暮らす何万人もの人々の 生活が向上し、地域社会全体の活性化にもつながります。

















現地に赴き笑顔で作業に取り組む社員

# 取り組み 02 UNHCR-シリア難民の留学牛インターンの受け入れ







日興アセットマネジメントは、シリア人の大学院生3名を インターンとして初めて受け入れ、日本企業での就業体験と ともに、ビジネススキルを学ぶ機会を提供しました。参加し たインターン生は、JICA(独立行政法人国際協力機構)の企 画で、NPO法人難民支援協会が実施する、「シリア平和への 架け橋・人材育成プログラム(Japanese Initiative for the future of Syrian Refugees: JISR)」の留学生で、このイン ターンシップは同社とUNHCR\*(国連難民高等弁務官事務 所)とのパートナーシップにより実現しました。インターン シップの最終日には、祖国の紹介や来日前の暮らしに加え、 難民としての自らの体験の詳細について、同社社員に向けて プレゼンテーションを行いました。

※ 国連UNHCR協会は、国連の難民支援機構であるUNHCR(国連難民高等弁務官事 務所)の活動を支える特定非営利活動法人であり、日本の公式窓口です。同協会は、 1950年の設立以来、紛争や迫害により難民や避難民となった人々を国際的に保護・ 支援し、難民問題の解決へ向けた活動を行っています。

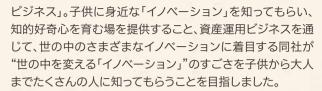


JISR可部様による社内勉強会の様子

#### 取り組み03 親子向けお金研究室の開催

日興アセットマネジメントは、小学5年生~6年生のお子様とその保護者をお招きし、8回目となる「夏休み親子お金研究室」を開催し、お金が社会や私たちの生活とどのように関わっているのかについて学んでいただきました。206組の応募があり、23組(46名)の親子に参加いただきました。まず、子供たちは座学で経済とお金の仕組みについて学びました。そしてお金を「増やす」ということに関して、投資信託を一つの手段として例に挙げ、長期的な視点でお金を増やしていく方法についても触れました。授業の最後には、増やしたお金をどのように使うのか、お金の使い方についても参加者全員で考えました。

また、2019年には初めての「夏休み!わくわくイノベーション教室」を開催しました。取り上げたイノベーションは、「宇宙



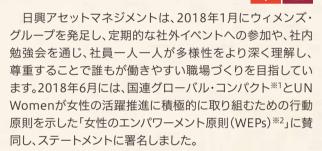




毎年大人気のお金研究室の様子

宇宙ビジネスをテーマにした親子向けセミナーの様子

#### 取り組み 04 女性活躍の推進・



- ※1 国連グローバル・コンパクト(UNGC):各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することにより、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組みづくりに参加する自発的な取り組み。
- ※2 女性のエンパワーメント原則、WEPs (Women's Empowerment Principles):国連、企業の自主的な盟約の枠組みである国連グローバル・コンパクト、国連婦人開発基金(UNIFEM)(現UN Women)が2010年3月に共同で作成した原則。



同取り組みのイベントにて

#### 取り組み 05 LGBTへの理解と取り組み-

日興アセットマネジメントは、 5000 2017年からダイバーシティ推進









※ LGBT:レズピアン(Lesbian)、ゲイ(Gay)、パイセクシュアル(Bisexual)、トランスジェンダー (Transgender)の頭文字をとった総称。





社員が東京レインボープライド2019に参加

# 取り組み 06 子ども用車椅子の整備例会への参加

日興アセットマネジメントは、日興AM従業員チャリティプログラムの寄付先団体「NPO法人海外に子ども用車椅子を送る会」が毎月行う、子ども用車椅子の整備会に参加しています。このNPOは、中古の車椅子を集めて修理し、海外で車椅子を必要としている子どもたちに無償で送り届けています。



同団体整備会に参加したメンバー



社員が子ども用車椅子を清掃している様子







# 三井住友トラスト・アセットマネジメント

#### 取り組み 01 「2018年度 東京金融賞 ESG投資部門」を受賞







三井住友トラスト・アセットマネジメントは、2019年2月、「国際金融都市・東京」構想の取り組みの一環として東京都により新設された「東京金融賞」の「ESG投資部門」を受賞しました。スチュワードシップ・コード受け入れ運用会社として東証一部上場企業の時価総額カバー率90%を目標に建設的な対話を行ったこと、海洋汚染・プラスチック問題に関するエンゲージメント活動に注力したこと、生物多様性企業応援ファンドを個人投資家向けに提供したことなどが評価され受賞に至りました。

今後もスチュワードシップ責任を果たしながら、対話 先の企業価値向上を図り、引き続きお客さまの中長期 的な投資リターンの最大化に努めていきます。



東京金融賞

### 取り組み 02 企業の森(ネーミングライツ)への参画







2019年7月、三井住友トラスト・アセットマネジメントは、東京都水道局が提唱する「みんなでつくる水源の森実施計画」に賛同し、同局と「東京水道~企業の森(ネーミングライツ)」(以下、「企業の森」)の協定を締結しました。この協定に基づき、山梨県甲州市内の3.01haの水道水源林を「SMTAM\*の森」と命名し、今後3年間、多摩川上流にある水道水源林の保全育成活動に取り組んでいくこととしました。なお、「企業の森」の保全にかかる諸費用は、ESG関連ファンドから収受する収益金より充当する計画です。「企業の森」に参画することで、企業市民として、地域の水資源・森林資源の保全や森林の持つ生物多様性保全機能の維持に努め、SDGsの達成に貢献していきます。

※「SMTAM」とは、三井住友トラスト・アセットマネジメントの略称



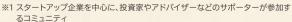
企業の森 集合写真

# 取り組み 03 スタートアップ企業との協業

国内最大級のスタートアップコミュニティ\*\*1を運営するCreww株式会社と三井住友トラスト・アセットマネジメント(以下「同社」)の持つ経営資源を活用したオープンイノベーション\*\*2『三井住友トラスト・アセットマネジメントアクセラレーター2019(以下「本プログラム」)』を2019年10月21日より開始しました。

本プログラムは、同社の経営資源と、スタートアップ 企業の持つ全く新しいアイデアや斬新なノウハウの双 方を活用して、新たなビジネスやサービスの共創を目 指すものです。

本プログラムを通じて、スタートアップの皆さまのアイデアやサービスと共創することによって、今までリーチできなかった顧客へのアプローチやアプローチ手法の多様化、新たな資産運用手法の発掘を目指します。



※2 自社の有する経営資源や技術に頼るだけでなく、社外と連携することにより、革新的なビジネスやサービスを共創していく仕組み





# 三井住友トラストクラブ

三井住友トラストクラブが発行するクレジットカード「ダイナースクラブ」は、クレジットカードの枠を超えて、 さまざまな取り組みを展開しています。大人のカードブランドだからこそ会員の皆さまとともに取り組める、若 い世代を支援する社会貢献の機会を提供しています。

#### 取り組み 01 東京藝術大学との共同の取り組み・









#### ●音楽アウトリーチ活動

ダイナースクラブは東京藝術大学の社会貢献活動の 一つ、上質な音楽体験を直接届ける「音楽アウトリーチ 活動」に替同し、会員さまから寄付を募り、この活動を サポートするファンド「アーティストサポートファンド」 を運営しています。2018年度は2,362,500円の寄付が 集まりました。

藝大では在学生やOBが、全国の小学校や中学校、 メディカルセンターなどで毎月のようにコンサートや ワークショップを開催しています。聴き手である子ども たちの音楽的感性と、演奏する学生たちの心技体とを、 どちらも助成する価値ある取り組みとなっています。

また、サントリーホー ルでの年1回のスペ シャルコンサートや銀 座プレミアムラウンジ での定例コンサートを 開催し、若手音楽家に 上質な演奏機会を提



供しています。コンサートのチケット代金も全額「アー ティストサポートファンド」に寄付されます。

#### •ダイナースクラブ60周年記念ロゴ

ダイナースクラブは2020年、日本における60周年を 迎えます。これを記念して、2019年夏、60周年ロゴを発 表しました。

ロゴのデザインは東京藝術大学美術学部「視覚・伝達 研究室」の松下計教授の指導のもと、デザインコンペと いう形で制作されました。予選を経て美術研究科デザイ ン専攻で学ぶ3名のデザイン案に絞り込まれ、三井住友 トラストクラブの社員の投票も加味して決定しました。

今はネットで簡単に無 料のデザイン素材をダウン ロードできる時代です。そん な社会にプロとして巣立っ ていく若いデザイナーの卵 たちに、とても貴重な体験 を提供できました。











#### 取り組み 02 継続中のESG活動

#### **•SAKE COMPETITION 2019**

日本の食文化のシンボルでも ある日本酒をサポートする取り 組みです。次世代の作り手を応 援する本取り組みも4年目とな り、本年度の「ダイナースクラブ 若手奨励賞」は、宮城県栗原市の 「萩野酒蔵」に授与しました。会 員誌「シグネチャー」での紹介や ポイント賞品として販売するな ど、1年をかけてサポートしてい きます。



#### •醍醐寺文化財修復プロジェクト

2019年2月、修復を終えた軍 茶利明王像が五大力尊仁王会 でお披露目されました。現在、木 造降三世明王像、大輪明王曼荼 羅図や醍醐寺文書聖教(国宝) の長期修復などの取り組みが続 いています。



#### •第2回ダイナースクラブカップ

昨年に続き、12月に開催しました。30名の女子プロ を招聘したプロアマゴルフコンペを通じ、これからが期 待される若手女子プロにエールを送りました。

# 三井住友トラスト不動産





#### 拠点の取り組み 九州営業本部

九州営業本部では、「福岡市動物園」を支援しています。 動物園では動物の動きや匂いを身近に感じ子供たち はその迫力や可愛らしさに感動をすることと思います。 そして、動物の暮らしぶりや現状を知ることは、地球全 体の生態系、環境に思いを馳せることにつながります。

動物園は、そのほかにも種の保存等大切な役目を 担っていますがその運営は野生動物の種数や数の減少、価格の高騰もあり困難になっています。私たちは福 岡市動物園のサポーターとなり同社キャラクターの「トラストさん」にちなみトラ舎前に「世界のトラの分布」の説明パネルを設置しました。休日ともなると説明パネルを熱心に見つめているご家族も多くいらっしゃいます。

私たちのこの活動が、種の保護や存続、環境保護、 子供たちへの教育に少しでも役に立てば良いと思って います。







福岡市動物園に寄付した、世界のトラのことが分かるパネル

#### 拠点の取り組み 中部営業本部

中部営業本部は、2013年(平成25年)に、「東山動植物園の支援・協力に関する覚書」を締結し、名古屋市のシンボルであり、市民の憩いの場でもある東山動植物園の支援を始めさせていただきました。そして翌年、弊社の支援活動が認められ、『東山動植物園再生プランに関する連携と協力の協定』を名古屋市長と締結するに至りました。

動物園には四つの役割(種の保存、教育・環境教育、調査・研究、レクリエーション)があると言われています。

私たちも支援するにあたり、この四つの役割に資する活動を心掛けています。

今年度は、弊社キャラクター「トラストさん」にちなみスマトラトラの動物スポンサーになっているのですが、スマトラトラのことをよく知ってもらうために、「スマトラトラのオリジナル下敷きづくり」というイベントを開催し、大盛況のため予定していた500部がお昼には終了してしまうほどでした。このイベントを通じて絶滅危惧種であるスマトラトラについて少しでも考える機会になればと考えています。



スマトラトラオリジナル 下敷き(表面)



スマトラトラオリジナル 下敷き(裏面)

# 住信SBIネット銀行



「エコノミクス甲子園」は、全国の高校生に楽しみな がら金融・経済について学んでいただくことを目的とす るクイズイベントです。

住信SBIネット銀行は昨年に引き続き、予選会の一 つであるインターネット大会を主催し、高校生にイン ターネットを通じてクイズに取り組んでもらいました。 大会では時事問題やお金に関するトリビアなど、幅広い 「金融・経済」に関する知識で競い、優勝チームが全国 大会に進むことができます。13回目となる今回のイベン トには19チームが参加し、優勝した横田高等学校が全 国大会に出場しました。今後も、多くの高校生の皆さま にご参加いただくことで金融・経済について学ぶきっか けをご提供していきます。

同社は、「ネット銀行として未来の幸せをみんなで シェアすること。この社会の未来を育てること」を目的 に、インターネットというプラットフォームを使って取 り組みを発信します。







優勝チーム

竹園高等学校 「まだし」



群馬県立中央中等教育学校 「∫Yukichi」



3位チーム

那須拓陽高等学校 「かに」

#### **GROUP COMPANY 08**

# 日本トラスティ・サービス信託銀行



日本トラスティ・サービス信託銀行は、NPO法人ぱ れっとの主催する焼き菓子の社内販売会に協力してい ます。

NPO法人ぱれっとは、障がいのある方たちの社会参 加と自立を目的に活動する団体で、その活動の一環とし て、クッキーとパウンドケーキを製造・販売しています。

同社では毎年社内販売会を実施しており、社員に大 変好評です。



NPO法人ぱれっとによる焼き菓子の社内販売会

# 三井住友トラスト総合サービス

三井住友トラスト総合サービスは、三井住友信託銀行、関係会社の入居するビルの運営・管理と管財業務を行って います。ビルオーナー、ビル運営管理の立場から、地域貢献や廃棄物・エネルギー削減、防災・健康への取り組みなど、 SDGsを意識した各種活動に取り組んでいます。

#### 取り組み 01 四条島丸ビルの所有者として祇園祭への参加・協力





賃貸事業部では、SDGs目標の一つである「持続可能な 開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する」活動として【祗園祭への参加・協力】 を実施しています。四条烏丸ビルが所在する水銀屋町・函 谷鉾町では、函谷鉾を町内会で保有しており、祇園祭の期 間中(7月1日~31日)同社でも毎年祭り準備に参画、協力 を行っています。特に今年は、創始1150年であり、北浜事 業所、千里事業所、賃貸事業部より応援者を募り、会社を 挙げて地域貢献活動を実施しました。この活動は、同社の 社内報である「祇園祭函谷鉾2019年8月20日じーえす通 信増刊号」として周知しました。



供奉者(クブシャ)集合写真

# 取り組み 02 ビル入居者のゴミ分別強化に向けた注意喚起









御成門事業所では、ゴミの分別強化に取り組んでいま す。分別ができない方の多くは、可燃ゴミ箱に何でも入れ る傾向が強く、例えば、紙パックに入った飲み物に付いて いるストローやビニールが可燃ゴミ箱に捨てられていま す。これを踏まえ、これまでゴミ箱には「捨てるべきもの」 が掲示されていましたが、発想を変え「捨ててはいけな いもの」を掲示するようにしました。またリサイクル箱には 「捨ててよいもの」(コピー用紙の包装紙、紙パック)を掲 示しました。こうした利用者が捨てやすく、悩まない工夫 の実施により、一定の効果がみられています。

また他部署でも写真のようにゴミ分別に向けてのポス ター掲示を行っています。



ゴミ分別強化に向けた注意喚起ポスター

# 取り組み 03 銀行拠点ビル原状回復工事の際の什器有効活用



管財事業部では、銀行拠点ビルの閉鎖や一部賃借床の 返却に伴う原状回復工事の際に、不要となった什器の有 効活用に取り組んでいます。

例えば本店ビル15・16階の原状回復工事の際、不要と なった什器のうち転用可能なものを選別し、転用先をマッ チングしました。

転用先必要個数を超過した余剰什器については、三井 住友信託銀行と連携し、什器類のリユース・リサイクルベ ンダ複数社へ相見積を徴求し売却することにより、廃棄コ ストおよび原状回復に伴う仮設工事費用(範囲縮小によ る什器復旧費)の圧縮にもつながりました(当初計画時の 見積額比87百万円減)。

#### 取り組み 04 銀行店舗のバリアフリー化推進



管財事業部では、銀行店舗改修の一環としてバリアフリー化に取り組んでいます。金沢支店・金沢中央支店には、顧客動線として以前は1階と2階を結ぶエスカレーターが設置されていましたが、エスカレーターの老朽化対応とともにバリアフリーの観点から、2019年1月から同年6月にかけてエレベーターへの変更工事を実施しました。ビルオーナーや工事関係者、銀行内の関連部署との協議を重ね、エスカレーターを解体撤去し、撤去後に車椅子対応のエレベーターと内部階段を設置しました。併せて1階に十分な広さの「だれでもトイレ」を新設し、車椅子の方や小さなお子さま連れで来店されるお客さまからご好評をいただいています。





改修工事前

改修工事後

**GROUP COMPANY 10** 

# 三井住友トラスト・システム&サービス

# 取り組み 01 高齢者向けIT教育の取り組み



三井住友トラスト・システム&サービスでは、東京都府中市に拠点を構えるIT会社として、地域社会の高齢者向けにITに関する知識向上を目的に、新入社員32名を中心として無料のパソコン教室を開催しWord、Excel、インターネット、スマートフォン等の使用方法の個別指導を行いました。年々スマートフォンの指導希望が増えており、今年は約3割がスマートフォン主体の指導となりました。

受講者のニーズに臨機応変に対応し、時には雑談も



高齢者向けパソコン教室

挟みながらも熱心に個別指導を行った結果、延べ31名の受講者から多数の感謝の声を頂戴しました。

# 取り組み 02 子供向けプログラミング教育の取り組み





府中市に関わる一人一人の力やスキルを持ち寄り、協力してワクワクするイベントを作っていく府中市民協働まつりに、三井住友トラスト・システム&サービスは毎年出展を行っており、2019年度はプログラミングロボットを使用した子供向けプログラミング体験教育を行いました。5回目となる今年度の出展には延べ320名が来場する盛況ぶりでした。

来場した子供たちは楽しみながらも興味深く命令を 与えてロボットを動かし、思った通りに動いた時には歓 声が上がっていました。 子供たちのプログラミング的思考力養成の一助となるように、今後も継続して取り組んでいきます。





子供向けプログラミング教育

# 三井住友トラスト・ビジネスサービス





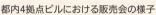
三井住友トラスト・ビジネスサービスは、障がい者雇用の拡大を目的として、当グループが主体となって参画した障がい者が働くBean to Barチョコレート工房、『ショコラ房』への取り組みの一環として、2019年7月より障がい者3名を同工房へ派遣しています(障がい者の派遣は同社としても初めての試みになります)。

「国籍や障がいの有無に関係なく、皆が幸せに暮らせること」を目指して横浜にオープンした同工房では、カカオ豆の殻剥きから商品の製造・袋詰め・梱包に至るま

で手作りで行っており、スイーツを通じて"やりがい"や "誇り"を提供し、障がい者の社会の中での自立を支援しています。

当グループでは、身体・知的・精神・発達などの障がい者が自立して働ける社会づくりに貢献すべく、『ショコラ房』の企業理念に賛同し、事業を早期に軌道に乗せるため、都内4拠点ビルにおいてチョコレート菓子等の「販売会」を実施し、時間内に完売する拠点が出るなど多数のグループ社員が購入し、大好評です。







『ショコラ房』オープンセレモニーの様子

#### **GROUP COMPANY 12**

# 三井住友トラスト・ の ウェルスパートナーズ

三井住友トラスト・ウェルスパートナーズでは、2019年5月に全社員に向けたSDGs研修を計2回実施、全社員55名がSDGsに関する理解を深めました。

その後、SDGsバッジの着用やSDGsロゴ入り名刺の活用などを通じて、幅広くお客さまに当グループの取り組みをお伝えしています。



SDGs研修の様子

#### **GROUP COMPANY 13**

# 三井住友 トラスト保証



スーツを着用しない女性社員や、ビジネスカジュアル通年化を見据えて、入館証にリングをつけて常にSDGsバッジを装着することとしました。

スーツを着用しない時も、着用しない社員も全員が常にSDGs活動を意識できるように工夫したものです。



入館証へのSDGsバッジの装着

# GRIガイドライン対照表(サステナビリティ・日本フォーラム日本語版参照)

#### グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI):

1997年に米国の非営利団体組織であるセリーズ (CERES: Coalition for Environmentally Responsible Economies)と国連環境計画との合同事業として設立されました。持続可能性報告書に掲載する情報について、比較可能性、信憑性、厳密性、タイミングの適切性、検証可能性の基本条件を達成しつつ、持続可能性報告の業務慣行を財務報告書並みのレベルに高めることを目的としています。初版ガイドラインを2000年に発行し、2002年度、2006年度、2013年度の改訂を経て、2016年度に新たなガイドラインとしてGRIスタンダードが発行されました。

#### ●=中核オプションの開示事項

項目	1	指標	掲載場所
		一般開示事項	
組織のブ	゚ロフ・	rール	
102-1	•	組織の名称	
		a. 組織の名称	212
102-2		活動、ブランド、製品、サービス	
		a. 組織の事業活動に関する説明	
		b. 主要なブランド、製品、およびサービス。特定の市場で販売が禁止されている製品またはサービスがあれば、その説明を含める	10-81
102-3		本社の所在地	
		a. 組織の本社の所在地	212
102-4		事業所の所在地	
		a. 組織が事業を展開している国の数、および重要な事業所を所有している国の名称。報告書に記載している項目との 関連は問わない	211
102-5		所有形態および法人格	
		a. 組織の所有形態や法人格の形態	211
102-6		参入市場	
		a. 参入市場。次の事項を含む	
		i. 製品およびサービスを提供している地理的な場所	211-212
		ii. 参入業種	211-212
		iii. 顧客および受益者の種類	
102-7		組織の規模	
		a. 組織の規模。次の事項を含む	
		i. 総従業員数	
		ii. 総事業所数	159,210-211
		iii. 純売上高(民間組織について)、純収入(公的組織について)	,
		iv. 株主資本および負債の内訳を示した総資本(民間組織について)	
		v. 提供する製品、サービスの量	
102-8		従業員およびその他の労働者に関する情報	
		a. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、男女別総従業員数	
		b. 雇用契約(正社員と臨時雇用者)別の、地域別総従業員数	
		c. 雇用の種類(常勤と非常勤)別の、男女別総従業員数	
		d. 組織の活動の相当部分を担う者が、従業員以外の労働者であるか否か。該当する場合、従業員以外の労働者が担う 作業の性質および規模についての記述	159
		e. 開示事項 102-8-a、102-8-b、102-8-cで報告する従業員数に著しい変動(観光業や農業における季節変動)	
		f. データの編集方法についての説明(何らかの前提があればそれも含める)	
102-9		サプライチェーン	
		a. 組織のサプライチェーンの説明。組織の活動、主要なブランド、製品、およびサービスに関するサプライチェーンの 主要要素を含める	6

項目		指標	掲載場所
102-10	•	組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	
		a. 組織の規模、構造、所有形態、またはサプライチェーンに関して生じた重大な変化。次の事項を含む	
		i. 所在地または事業所に関する変化(施設の開設や閉鎖、拡張を含む)	
		ii. 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化(民間組織の場合)	132-134,143
		iii. サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化(選定や解消を含む)	
102-11		予防原則または予防的アプローチ	
		a. 組織が予防原則や予防的アプローチに取り組んでいるか。またその取り組み方	105-107,
			132-134
102-12		外部イニシアティブ	
		a. 外部で作成された経済、環境、社会の憲章、原則その他のイニシアティブで、組織が署名または支持してい るものの リスト	135-137
102-13		団体の会員資格	
		a. 業界団体、その他の協会、および国内外の提言機関で組織が持っている主な会員資格のリスト	135-137
戦略			
102-14	•	上級意思決定者の声明	
		a. 組織とサステナビリティの関連性、およびサステナビリティに取り組むための戦略に関する、組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	4-5
102-15		重要なインパクト、リスク、機会	
		a. 重要なインパクト、リスク、機会の説明	12-15,105-107
			120-128
倫理と誠	実性		
102-16		価値観、理念、行動基準·規範	
		a. 組織の価値観、理念、行動基準・規範についての説明	1,112-118
102-17		倫理に関する助言および懸念のための制度	
		a. 組織内外に設けられている次の制度についての説明	
		i. 倫理的行為および合法行為、ならびに組織の誠実性に関する助言を求める制度	112-118
		ii. 非倫理的行為または違法行為、ならびに組織の誠実性に関する懸念を通報する制度	
ガバナンス	ス		
102-18	•	ガバナンス構造	
		a. 組織のガバナンス構造。最高ガバナンス機関の委員会を含む	07.444
		b. 経済、環境、社会項目に関する意思決定に責任を負っている委員会	97-111
102-19		権限移譲	
		a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会項目に関して権限委譲を行うプロセス	97-111
102-20		経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	
		a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会項目の責任者として任命しているか	
		b. その地位にある者が、最高ガバナンス機関の直属となっているか	97-111
102-21			
102-21		経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	
102-21		経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議 a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス	
102-21			97-111
102-21		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどの	97-111
		<ul><li>a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス</li><li>b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか</li></ul>	97-111
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	97-111
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による	97-111
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無	97-111
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性	97-111 97-111
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による 	
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質	
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガパナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガパナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガパナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガパナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー	
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー	
102-22		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力 viii. ステークホルダーの代表	
		a. ステークホルダーと最高ガバナンス機関の間で、経済、環境、社会項目に関して協議を行うプロセス b. 協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス機関への結果のフィードバックをどのように行っているか 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成 a. 最高ガバナンス機関およびその委員会の構成。次の事項による i. 執行権の有無 ii. 独立性 iii. ガバナンス機関における任期 iv. 構成員の他の重要な役職およびコミットメントの数、ならびにコミットメントの性質 v. ジェンダー vi. 発言権が低い社会的グループのメンバー vii. 経済、環境、社会項目に関係する能力	

項目	指標	掲載場所
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	
	a. 最高ガバナンス機関およびその委員会メンバーの指名と選出のプロセス	
	b. 最高ガバナンス機関のメンバーの指名と選出で用いられる基準。次の事項を含む	
	i. ステークホルダー (株主を含む)が関与しているか、どのように関与しているか	97-111
	ii. 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか	97-111
	iii. 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか	
	iv. 経済、環境、社会項目に関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか	
102-25	利益相反	
	a. 利益相反の回避、対処のために最高ガバナンス機関が行っているプロセス	
	b. 利益相反に関する情報をステークホルダーに開示しているか。最低限、次の事項を含む	
	i. 役員会メンバーへの相互就任	97-111
	ii. サプライヤーおよびその他のステークホルダーとの株式の持ち合い	27-111
	iii. 支配株主の存在	
	iv. 関連当事者の情報	
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	
	a. 経済、環境、社会項目に関わる組織の目的、価値観、ミッション・ステートメント、戦略、方針、目標の策定、承認、更新 に際して、最高ガバナンス機関と役員が果たす役割	97-111
102-27	最高ガバナンス機関の集合的知見	
	a. 経済、環境、社会項目に関する最高ガバナンス機関の集合的知見を発展、強化するために実施した施策	97-111
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	
	a. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンスを評価するためのプロセス	
	b. 当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度	
	c. 当該評価が自己評価であるか否か	97-111
	d. 最高ガバナンス機関の経済、環境、社会項目のガバナンスに関するパフォーマンス評価に対応して行った措置。 最低限、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を含む	
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	
	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントにおける最高ガバナンス機関の役割。デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス機関の役割を含む	105-107,
	b. 最高ガバナンス機関による経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会の特定とマネジメントをサポートするために、ステークホルダーとの協議が活用されているか否か	120-134
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	
	a. 経済、環境、社会項目に関するリスクマネジメント・プロセスの有効性のレビューにおける最高ガバナンス機関の役割	105-107, 120-134
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	
	a. 経済、環境、社会項目、およびそのインパクト、リスク、機会に関して最高ガバナンス機関が行うレビューの頻度	122,129-131
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	
	a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな項目が取り上げられている ことを確認する機能を果たしている最高位の委員会または役職	6-7,110-111
102-33	重大な懸念事項の伝達	
	a. 最高ガバナンス機関に対して重大な懸念事項を伝達するために設けられているプロセス	97-111
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	
	a. 最高ガバナンス機関に伝達された重大な懸念事項の性質と総数	該当なし
	b. 重大な懸念事項への対処、解決のために使われたメカニズム	M3/60
102-35	報酬方針	
	a. 最高ガバナンス機関および役員に対する報酬方針。次の種類の報酬を含む	
	i. 固定報酬と変動報酬(パフォーマンス連動報酬、株式連動報酬、賞与、後配株式または権利確定株式を含む)	
	ii. 契約金、採用時インセンティブの支払い	
	iii. 契約終了手当	102
	iv. クローバック	
	v. 退職給付(最高ガバナンス機関、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから 生じる差額を含む)	
102-36	報酬の決定プロセス	
	a. 報酬の決定プロセス	
	b. 報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かc. 報酬コンサルタントと組織との間に存在するその他の関係	100,102

項目		指標	掲載場所
102-37		報酬に関するステークホルダーの関与	
		a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め、また考慮しているか	
		b. 考慮している場合、報酬方針や提案への投票結果	_
102-38		年間報酬総額の比率	
		a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の、同じ国の全従業員における年間報酬額の中央値(最高給与所得者を除く)に対する比率	_
102-39		年間報酬総額比率の増加率	
		a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国の最高給与所得者における年間報酬総額の増加率の、同じ国の全従業員における年間報酬総額の中央値(最高給与所得者を除く)の増加率に対する比率	_
ステーク	ホル:	ブー・エンゲージメント	
102-40		ステークホルダー・グループのリスト	
		a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループのリスト	6-7,110-11
102-41	•	団体交渉協定	
		a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の割合	157
102-42		ステークホルダーの特定および選定	
		a. 組織がエンゲージメントを行うステークホルダーを特定および選定する基準	6-7,58,110-1
102-43		ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	
		a. 組織のステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法。種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメントの頻度を含む。また、特に報告書作成プロセスの一環として行ったエンゲージメントか否かを示す	6-7,58-65, 110-111
102-44		提起された重要な項目および懸念	
		a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された重要な項目および懸念。次の事項を含む	
		i. 組織が重要な項目および懸念にどう対応したか(報告を行って対応したものを含む)	6-7,58-65, 110-111
		ii. 重要な項目および懸念を提起したステークホルダー・グループ	110-111
報告実務			
102-45	•	連結財務諸表の対象になっている事業体	
		a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体のリスト	
		b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の記載から外れているか否か	211-212
102-46		報告書の内容および項目の該当範囲の確定	
		a. 報告書の内容および項目の該当範囲を確定するためのプロセスの説明	
		b. 組織が報告書の内容を確定する際、報告原則をどのように適用したかについての説明	表2
102-47		マテリアルな項目のリスト	
		a. 報告書の内容を確定するプロセスで特定したマテリアルな項目のリスト	6-7
102-48		情報の再記述	
		a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合、再記述の影響および理由	_
102-49		報告における変更	
	_	a. マテリアルな項目および項目の該当範囲について、過去の報告期間からの重大な変更	6-7
102-50		報告期間	
		a. 提供情報の報告期間	表2
102-51		前回発行した報告書の日付	
		a. 前回発行した報告書の日付(該当する場合)	_
102-52		報告サイクル	
	_	a. 報告サイクル	該当なし
102-53			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口	212
102-54		GRIスタンダードに準拠した報告であることの主張	
.02 3 .		a. 組織がGRIスタンダードに準拠し、次のいずれかの選択肢を選んで報告書を作成したことを表す主張	
		i.「この報告書は、GRIスタンダードの中核(Core)オプションに準拠して作成されている。」	表2,195
		ii.「この報告書は、GRIスタンダードの包括(Comprehensive)オプションに準拠して作成されている。」	2,-,1/3
102-55		内容索引	
. 02 33	_	a. GRIの内容索引(使用した各スタンダードを明記し、報告書に記載したすべての開示事項を一覧表示する)	
		b. 内容索引には、各開示事項について次の情報を含める	
		i. 開示事項の番号(GRIスタンダードに従って開示した項目について)	195-209
		ii. 報告書またはその他の公開資料の中で、該当の情報が記載されているページ番号またはURL	1/3-207
		… 我中国のたるとグでグム対象ができた。 なりではない 心乳につけている ハーノ田 かんたはしてに	

- a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行の説明
- b. 報告書が外部保証を受けている場合、
  - i. 外部保証報告書、表明、意見に言及する。外部保証によって保証されている事項、保証されていない事項、その根拠 (サステナビリティ報告書に添付する保証報告書に記載がない場合)。これには保証基準、保証レベル、保証プロ セスに存在する制約事項も含める
  - ii. 組織と保証提供者の関係
  - iii. 最高ガバナンス機関または役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否か、どのように関 わっているか

#### マネジメント手法

#### 103-1 マテリアルな項目とその該当範囲の説明

- a. その項目がマテリアルである理由の説明
- b. マテリアルな項目の該当範囲。次の記述を含む
  - i. どこでインパクトが生じるのか

ii. 組織のインパクトへの関与。例えば、組織のインパクトへの関与は直接的か間接的か、または組織のビジネス関 係を通じてインパクトに関連したかどうか

c. 該当範囲に関する具体的な制約事項

#### 103-2 マネジメント手法とその要素

- a. 組織がその項目をどのようにマネジメントしているかについての説明
- b. マネジメント手法の目的に関する表明
- c. マネジメント手法に次の要素が含まれている場合、各要素についての説明
  - i. 方針
  - ii. コミットメント
  - iii. 目標およびターゲット

iv. 責仟

- v. 経営資源
- vi. 苦情処理メカニズム
- vii. 具体的な措置(プロセス、プロジェクト、プログラム、イニシアティブなど)

#### 103-3 マネジメント手法の評価

- a. 組織によるマネジメント手法の評価方法。次の事項を含む
  - i. マネジメント手法の有効性を評価する仕組み
  - ii. マネジメント手法の評価結果
  - iii.マネジメント手法に関して行った調整

#### 項目別スタンダード

#### 経済

#### 経済パフォーマンス

#### 201-1 創出、分配した直接的経済価値

- a. 創出、分配した直接的経済価値(発生主義ベースによる)。これには、組織のグローバルにおける事業について、次に 一覧表示する基本要素を含める。データを現金主義で表示する場合は、その判断理由を次の基本要素に加えて報 告する
  - i. 創出した直接的経済価値: 収益
  - ii. 分配した経済価値:事業コスト、従業員給与と諸手当、資本提供者への支払い、政府への支払い(国別)、コミュニ ティ投資
  - iii. 留保している経済価値:「創出した直接的経済価値」から「分配した経済価値」を引いたもの
- b. 影響が著しいものについて、創出・分配経済価値を国、地域、市場レベルに分けて報告する。また「著しい」と判断す る基準も報告する

#### 201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会

- a. 気候変動に起因してもたらされるリスクや機会で、事業、収益、費用に実質的な変動が生じる可能性のあるもの。次 の事項を含む
  - i. リスクと機会の記述。リスクと機会を物理的、規制関連、その他に分類

ii. リスクと機会に関連するインパクトの記述

iii. 措置を行う前から想定されるリスクと機会の財務上の影響

iv. リスクと機会をマネジメントするために用いた手法

v. リスクと機会をマネジメントするために行った措置のコスト

6-7

6-7

6-7

29-31,

210

129-134,

138-143

200

#### 201-3 確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度

- a. 組織の一般財源で当該制度の債務をまかなっている場合、その債務の推定額
- b. 年金制度の債務を支払うために別の基金を持っている場合、次の事項
  - i. 年金制度の債務額のうち別途積み立て資産でカバーされる割合の推定値
  - ii. 当該推定値の計算基礎
  - iii. 推定値の計算時期
- c. 年金制度の債務を支払うために設けられた基金が不足している場合、雇用者が完全補償実現に向けて実施している戦略があればそれを説明する。また雇用者が完全補償実現の目標時期を設定している場合は、それについて説明する
- d. 従業員、雇用者による拠出額が給与に占める割合
- e. 退職金積立制度への参加レベル(義務的参加か任意制度か、地域的制度か国の制度か、経済的インパクトがあるものか、など)

#### 201-4 政府から受けた資金援助

- a. 組織が報告期間中に各国政府から受け取った資金援助の総額。次の事項を含む
  - i. 減税および税額控除
  - ii. 補助金
  - iii. 投資奨励金、研究開発助成金、その他関連助成金
  - iv. 當金
  - v. 特許権等使用料免除期間
  - vi. 輸出信用機関(ECA)からの資金援助
  - vii. 金銭的インセンティブ
  - viii. その他、政府から受け取った、または受け取る予定の財務利益
- b. 201-4-aの情報の国別内訳
- c. 組織の株式保有構成における政府出資の有無、出資割合

#### 地域経済での存在感

202-1 地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)

- a. 従業員の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、その最低賃金に対する重要事業拠点新人給与の比率(男女別)を報告する
- b. 組織の活動に携わるその他の労働者(従業員を除く)の相当部分が最低賃金を条件に報酬を受けている場合、最低賃金を上回る賃金が支払われていることを確認するためにどのような措置を取っているかを記述する
- c. 重要事業拠点を置く地域に地域最低賃金が存在するか否か、それが変動するものか否か(男女別)。参照すべき最低賃金が複数ある場合は、どの最低賃金を使用したかを報告する
- d.「重要事業拠点」の定義

#### 202-2 地域コミュニティから採用した上級管理職の割合

- a. 重要事業拠点で地域コミュニティから採用した上級管理職の割合
- b.「上級管理職」の定義
- c. 組織の「地域・地元」の地理的定義
- d. 「重要事業拠点」の定義

#### 間接的な経済的インパクト

#### 203-1 インフラ投資および支援サービス

- a. 重要なインフラ投資や支援サービスを展開した範囲
- b. コミュニティや地域経済に与えているインパクト、または与えると思われるインパクト。プラスとマイナス双方を含む(該当する場合) 24-39,129-131
- c. 当該投資・サービスが商業目的のものか、現物支給するものか、無償で実施するものかを報告する

#### 203-2 著しい間接的な経済的インパクト

- a. 組織が与える著しい間接的な経済的インパクト(プラスおよびマイナス)と特定された事例
- b. 外部のベンチマークおよびステークホルダーの優先事項(国内および国際的な基準、協定、政策課題など)を考慮した場合の間接的な経済的インパクトの「著しさ」

#### 調達慣行

#### 204-1 地元サプライヤーへの支出の割合

- a. 重要事業拠点で使用する調達予算のうち、当該事業所の地元にあるサプライヤーへの支出割合(地元で調達した商品やサービスの割合など)
- b. 組織の「地域・地元」の地理的定義
- c. 「重要事業拠点」の定義

項目	指標	掲載場所
腐敗防止		
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	
	a. 腐敗に関するリスク評価の対象とした事業所の総数と割合	_
	b. リスク評価により特定した腐敗関連の著しいリスク	
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	
	a. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(地域別に)	
	b. 従業員のうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順の伝達対象となった者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)	
	c. ビジネスパートナーのうち、腐敗防止に関する組織の方針や手順について伝達対象となった者の総数と割合(ビジネスパートナー種類別、地域別に)。腐敗防止に関する組織の方針や手順が、その他の個人または組織に伝達されているかどうかを記述する	112-118
	d. ガバナンス機関メンバーのうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(地域別に)	
	e. 従業員のうち、腐敗防止に関する研修を受講した者の総数と割合(従業員区分別、地域別に)	
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	
	a. 確定した腐敗事例の総数と性質	
	b. 確定した腐敗事例のうち、腐敗を理由に従業員を解雇または懲戒処分したものの総数	
	c. 確定した腐敗事例のうち、腐敗関連の契約違反を理由にビジネスパートナーと契約破棄または更新拒否を行った ものの総数	116
	d. 報告期間中に組織または組織の従業員に対して腐敗に関連した訴訟が提起されている場合、その事例と結果	
反競争的行為		
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	
	a. 組織の関与が明らかとなった反競争的行為、反トラスト法違反、独占禁止法違反により、報告期間中に法的措置を 受けた事例(終結しているもの、していないもの)の件数	該当なし
	b. 法的措置が終結したものについては、結果(決定や判決を含む)の主要点	
環境		
原材料		
301-1	使用原材料の重量または体積	
	a. 組織が報告期間中に主要製品やサービスの生産、梱包に使用した原材料の重量または体積の総計。次の分類による	
	i. 使用した再生不能原材料	139-143
	ii. 使用した再生可能原材料	
301-2	使用したリサイクル材料	
	a. 組織の主要製品やサービスの生産に使用したリサイクル材料の割合	
301-3	再生利用された製品と梱包材	
	a. 再生利用された製品と梱包材の割合。製品区分別に	_
	b. 本開示事項のデータ収集方法	
エネルギー		
302-1	組織内のエネルギー消費量	
	a. 組織内における非再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)。使用した燃料の種類も記載する	
	b. 組織内における再生可能エネルギー源に由来する総燃料消費量(ジュールまたはその倍数単位による)。使用した燃料の種類も記載する	
	c. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による)	
	i. 電力消費量	
	ii. 暖房消費量	
	iii. 冷房消費量	
	iv. 蒸気消費量	139-143
	d. 次の総量(ジュール、ワット時、またはその倍数単位による)	
	i. 販売した電力	
	ii. 販売した暖房	
	iii. 販売した冷房	
	iv. 販売した蒸気	
	e. 組織内のエネルギー総消費量(ジュールまたはその倍数単位による)	
	f. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
	g. 使用した変換係数の情報源	

項目	指標	掲載場所
302-2	組織外のエネルギー消費量	
	a. 組織外のエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)	
	b. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	_
	c. 使用した変換係数の情報源	
302-3	エネルギー原単位	
	a. 組織のエネルギー原単位	
	b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標	
	c. 原単位に含まれるエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)	139-143
	d. 原単位計算に使用したのは、組織内のエネルギー消費量、組織外のエネルギー消費量、もしくはこの両方か	
302-4	エネルギー消費量の削減	
	a. エネルギーの節約および効率化の取り組みによる直接的な結果として削減されたエネルギー消費量(ジュールまたはその倍数単位(メガ、ギガなど)による)	
	b. 削減されたエネルギーの種類(燃料、電力、暖房、冷房、蒸気、またはこのすべて)	139-143
	c. 削減されたエネルギー消費量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)と、その基準選定の理論的根拠	
	d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	
	a. 販売する製品およびサービスが必要とするエネルギーの報告期間中におけるエネルギー削減量(ジュールまたは その倍数単位(メガ、ギガなど)による)	
	b. エネルギー消費削減量の計算に使用した基準(基準年、基準値など)、および基準選定の理論的根拠	139-143
	c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール	
水		
303-1	共有資源としての水との相互作用	
	a. 取水され、消費され、排出される方法と場所を含む、組織と水との相互作用の記述、および、取引関係によって組織 の活動、製品、サービスにもたらされ、または寄与し、もしくは直接関連した水関連のインパクト(例:流出水による インパクト)	
	b. 評価の範囲、期間、使用されたツールや方法を含む、水関連のインパクトを特定するために使用された手法の記述	
	c. 水関連のインパクトがどのように対処されているかについての記述、以下を含む。組織が水を共有資源として取り扱うためにどのようにステークホルダーと協力するか、そして著しい水関連のインパクトのあるサプライヤーや顧客とどのように関わっているか	_
	d. 組織のマネジメント手法の一部である水関連の目標およびターゲットを設定するプロセス、および水ストレスを伴う各地域の公共政策と地域の状況との関係に対する説明	
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	
	a. 排出される廃水の水質について設定された最低限の基準と、これらの最低限の基準がどのように決定されたかに ついての記述	
	i. 排出基準のない地域での施設からの排水基準がどのように決定されたか	
	ii. 内部的に開発された水質基準またはガイドライン	_
	iii. 業種特有の基準は考慮されたか	
	iv. 排水を受け入れる水域の特性を考慮したかどうか	
303-3	取水	
	a. すべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の取水源ごとの総取水量の内訳	
	i. 地表水	
	ii. 地下水	
	iii. 海水	
	iv. 生産随伴水	
	v. 第三者の水	
	b. 水ストレスを伴うすべての地域からの総取水量(単位:千kL)、および該当する場合は、次の取水源ごとの総取水量の内訳	
	i. 地表水	
	ii. 地下水	_
	iii. 海水	
	iv. 生産随伴水	
	v. 第三者の水、およびi-ivに記載された取水源ごとのこの合計の内訳	
	c. 開示事項303-3-aおよび開示事項303-3-bに記載された各取水源からの、次のカテゴリーごとの総取水量の内訳	
	i. 淡水(≤1,000mg/L 総溶解固形分) ii. その他の水(> 1,000 mg/L 総溶解固形分)	
	II. ての他のホ(21,000 IIIg/L 総冷胜回形が)  d どのトラにデータが収集されたかな理解するのに必要な何らかの文脈上の標報 第四上た其進 方法論 前担条件など	

d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

#### 303-4 排水

- a. すべての地域の総排水量(単位:千kL)、および該当する場合は次の排水先タイプ別の総排水量内訳
  - i. 地表水
  - ii. 地下水
  - iii. 海水
  - iv. 第三者の水および該当する場合はこの合計の量は他の組織の使用のために送られた合計量
- b. すべての地域への総排水量(単位:千kL)についての次のカテゴリー別内訳
- i. 淡水(≤ 1,000mg/L 総溶解固形分)
- ii. その他の水(>1,000mg/L 総溶解固形分)
- c. 水ストレスを伴うすべての地域への総排水量(単位:千kL)、および次のカテゴリー別の総排水量内訳
  - i. 淡水(≤ 1,000mg/L 総溶解固形分)
- ii. その他の水 (> 1,000 mg/L 総溶解固形分)
- d. 排水時に優先的に懸念される物質が処理されていること、次を含む
  - i. 優先的に懸念される物質がどのように定義されているか、そして国際規格(あるならば)、信頼できるリスト、あるいは規準がどのように用いられているか
  - ii. 優先的に懸念される物質の排出限度を設定するアプローチ
  - iii. 排出限度に違反した事案数
- e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

#### 303-5 水消費

- a. すべての地域での総水消費量(単位:千kL)
- b. 水ストレスを伴うすべての地域での総水消費量(単位:千kL)
- c. 水の保管が水関連の著しいインパクトを及ぼすことが同定された場合の水保管量の変化(単位:千kL)
- d. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など。ここには、情報を計算・推定・モデル化したか、直接的な測定から得たかどうかや、またセクター特有の因子を使用することなど、このためにとられたアプローチを含む

#### 生物多様性

- 304-1 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト
  - a. 保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイトに関する次の情報
  - i. 所在地
  - ii. 組織が所有、賃借、管理する可能性のある地表下および地下の土地
  - iii. 保護地域(保護地域内部、隣接地域、または保護地域の一部を含む地域)または保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域との位置関係
  - iv. 事業形態(事務所、製造·生産、採掘)
  - v. 事業敷地の面積(km²で表記。適切な場合は他の単位も可)
  - vi. 該当する保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域の特徴(陸上、淡水域、あるいは海洋)から見た生物多様性の価値
  - vii. 保護地域登録されたリスト(IUCN保護地域管理カテゴリー、ラムサール条約、国内法令など)の特徴から見た 生物多様性の価値

#### 304-2 活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト

- a. 生物多様性に直接的、間接的に与える著しいインパクトの性質。次の事項を含む
  - i. 生産工場、採掘坑、輸送インフラの建設または利用
  - ii. 汚染(生息地には本来存在しない物質の導入。点源、非点源由来のいずれも)
  - iii. 侵入生物種、害虫、病原菌の導入
  - iv. 種の減少
  - v. 生息地の転換
  - vi. 生態学的プロセスの変化(塩分濃度、地下水位変動など)で、自然増減の範囲を超えるもの
- b. 直接的、間接的、プラス、マイナスの著しい影響。次の事項を含む
  - i. インパクトを受ける生物種
  - ii. インパクトを受ける地域の範囲
  - iii. インパクトを受ける期間
  - iv. インパクトの可逆性、不可逆性

該当なし

該当なし

項目 指標 掲載場所 304-3 生息地の保護・復元 a. すべての保護もしくは復元された生息地の規模と所在地。外部の独立系専門家が、その復元措置の成功を認定して いるか否か b. 組織の監督・実施により保護もしくは復元された場所と異なる生息地がある場合、保護や復元を目的とする第三者 168-171 機関とのパートナーシップの有無 c. 各生息地の状況(報告期間終了時点における) d. 使用した基準、方法、前提条件 304-4 事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種 a. IUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種で、組織の事業の影響を受ける地域に生息する種の総 数。次の絶滅危惧レベル別に i. 絶滅危惧IA類(CR) ii. 絶滅危惧IB類(EN) iii. 絶滅危惧II類(VU) iv. 準絶滅危惧(NT) v. 軽度懸念 大気への排出 305-1 直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1) a. 直接的(スコープ1)GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による) b. 計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 生物由来のCO2排出量(CO2換算値(t-CO2)による) d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 139-143 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、もしくは経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 305-2 間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2) a. ロケーション基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO2換算値(t-CO2)による) b. 該当する場合、マーケット基準の間接的(スコープ2)GHG排出量の総計(CO2換算値(t-CO2)による) c. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) d. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 139-143 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ(株式持分、財務管理、経営管理) g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 305-3 その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3) a. その他の間接的(スコープ3) GHG排出量の総計(CO<sub>2</sub>換算値(t-CO<sub>2</sub>)による) b. データがある場合、総計計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 生物由来のCO2排出量(CO2換算値(t-CO2)による) d. 計算に用いたその他の間接的(スコープ3)GHG排出量の区分と活動 e. 計算の基準年(該当する場合、次の事項を含む) i. その基準年を選択した理論的根拠 ii. 基準年における排出量 iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯 f. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数(GWP)、GWP情報源の出典 g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 305-4 温室効果ガス(GHG)排出原単位 a. 組織のGHG排出原単位 b. 原単位計算のため組織が分母として選択した指標 139-143 c. 原単位に含まれるGHG排出の種類。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)

d. 計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて)

項目 指標 掲載場所 305-5 温室効果ガス(GHG)排出量の削減 a. 排出量削減の取り組みによる直接的な結果として削減されたGHG排出量(CO2換算値(t-CO2)による) b. 計算に用いたガス(CO2、CH4、N2O、HFC、PFC、SF6、NF3、またはそのすべて) c. 基準年または基準値、およびそれを選択した理論的根拠 139-143 d. GHG排出量が削減されたスコープ。直接的(スコープ1)、間接的(スコープ2)、その他の間接的(スコープ3)のいずれか e. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 305-6 オゾン層破壊物質(ODS)の排出量 a. ODSの生産量、輸入量、輸出量(CFC-11(トリクロロフルオロメタン)換算値による) b. 計算に用いた物質 c. 使用した排出係数の情報源 d. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 305-7 窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物 a. 次の重大な大気排出物の量(キログラムまたはその倍数単位(トンなど)による) i. NOx ii. SOx iii. 残留性有機汚染物質(POP) iv. 揮発性有機化合物(VOC) v. 有害大気汚染物質(HAP) vi. 粒子状物質(PM) vii. この他、関連規制で定めている標準的大気排出区分 b. 使用した排出係数の情報源 c. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール 排水および廃棄物 306-1 排水の水質および排出先 a. 想定内および想定外の排水量(次の事項による) i. 排出先 ii. 水質(処理方法を含む) iii. 他の組織による水の再利用の有無 b. 使用した基準、方法、前提条件 306-2 種類別および処分方法別の廃棄物 a. 有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i. リユース ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収(エネルギー回収を含む) v. 焼却(大量燃焼) vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他(詳細を記述) b. 非有害廃棄物の総重量(次の処分方法を用いている場合には、この処分方法別に内訳を提示) i. リユース 139-143 ii. リサイクル iii. 堆肥化 iv. 回収(エネルギー回収を含む) v. 焼却(大量燃焼) vi. 深井戸注入 vii. 埋め立て viii. 現場保管 ix. その他(詳細を記述) c. 廃棄物処分方法の判定方法 i. 自ら処分している場合または直接確認した場合 ii. 廃棄物処分請負業者から提供された情報による場合

iii. 廃棄物処分請負業者からの報告がない場合

vii. その他

b. 「重要事業拠点」の定義

206

項目 指標 掲載場所 306-3 重大な漏出 a. 記録した重大な漏出の総件数と総漏出量 b. 組織の財務報告書で報告している漏出のそれぞれにつき、次の追加情報 i. 漏出場所 ii. 漏出量 iii. 次の分類による漏出物。油漏出物(土壌または水面)、燃料漏出物(土壌または水面)、廃棄物の漏出(土壌または 水面)、化学物質の漏出(多くは土壌または水面)、その他(詳細を記述) c. 重大な漏出のインパクト 306-4 有害廃棄物の輸送 a. 次の各事項の総重量 i. 輸送された有害廃棄物 ii. 輸入された有害廃棄物 iii. 輸出された有害廃棄物 139-143 iv. 処理された有害廃棄物 b. 国際輸送された有害廃棄物の割合 c. 使用した基準、方法、前提条件 306-5 排水や表面流水によって影響を受ける水域 a. 排水や表面流水による著しい影響を受ける水域および関連生息地。次の事項に関する情報を付記すること i. 水域および関連生息地の規模 ii. その水域および関連生息地が、国内または国際的に保護地域に指定されているか否か iii. 生物多様性価値(保護種の数など) 環境コンプライアンス 307-1 環境法規制の違反 a. 環境法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して i. 重大な罰金の総額 ii. 罰金以外の制裁措置の総件数 iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案 b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる サプライヤーの環境面のアセスメント 環境基準により選定した新規サプライヤー 308-1 a. 環境基準により選定した新規サプライヤーの割合 308-2 サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置 a. 環境インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的) d. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の実 施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの環境インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を解 消したサプライヤーの割合およびその理由 社会 雇用 401-1 従業員の新規雇用と離職 a. 報告期間中における従業員の新規雇用の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) 150,159 b. 報告期間中における従業員の離職の総数と比率(年齢層、性別、地域による内訳) 401-2 正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当 a. 組織の正社員には標準支給されるが、非正規社員には支給されない手当(重要事業拠点別)。これらの手当には、少 なくとも次のものを含める i. 生命保険 ii. 医療 iii. 身体障がいおよび病気補償 153 iv. 育児休暇 v. 定年退職金 vi. 持ち株制度

項目	指標	掲載場所
401-3	育児休暇	
	a. 育児休暇を取得する権利を有していた従業員の総数(男女別)	
	b. 育児休暇を取得した従業員の総数(男女別)	
	c. 報告期間中に育児休暇から復職した従業員の総数(男女別)	155
	d. 育児休暇から復職した後、12ヶ月経過時点で在籍している従業員の総数(男女別)	
	e. 育児休暇後の従業員の復職率および定着率(男女別)	
労使関係		
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	
	a. 従業員に著しい影響を及ぼす可能性がある事業上の重大な変更を実施する場合、従業員および従業員代表に対して、通常、最低何週間前までに通知を行っているか	_
	b. 団体交渉協定のある組織の場合、通知期間や協議・交渉に関する条項が労働協約に明記されているか否か	
労働安全衛生		
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	
	a. 労働安全衛生マネジメントシステムが導入されているかどうかの声明	
	i. 法的要件のためにシステムが導入されている。もしそうであるならば、法的要件のリスト	
	ii. システムは、リスクマネジメントあるいはマネジメントシステムの公式な標準・手引きに基づき実施されている。 もしそうであるならば、標準・手引きのリスト	_
	b. 労働安全衛生マネジメントシステムが対象とする労働者、事業活動および職場の範囲の説明。もし対象でないならば、範囲に含まれていない労働者、事業活動、職場についての理由説明	
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	
	a. 労働関連の危険性(ハザード)を特定し、日常的かつ臨時的にリスクを評価し、危険性(ハザード)を排除しリスクを 最小限に抑えるための管理体系を適用するために使用されるプロセスの説明	
	i. 組織がこれらのプロセスの質を保証する方法(それらを実行する人の能力を含む)	
	ii. これらのプロセスの結果を使用して労働安全衛生マネジメントシステムを評価し、継続的に改善する方法	
	b. 労働関連の危険性(ハザード)や危険な状況を労働者が報告するプロセスの説明、および労働者が報復措置からど のように保護されているかの説明	_
	c. 傷害や疾病・体調不良を引き起こす可能性があると思われる労働状況において労働者が自ら回避できるようにする方針とプロセスの説明、労働者が報復措置からどのように保護されているかの説明	
	d. 労働関連の事故調査のために使用されるプロセスの説明(プロセスとは、危険性(ハザード)を特定し事故に関連するリスクを評価すること、管理体系を使用して是正措置を決定すること、労働安全衛生マネジメントシステムに必要な改善を決定すること、を含む)	
403-3	労働衛生サービス	
	<ul> <li>a. 危険性(ハザード)の特定と排除、リスクの最小化に寄与する労働衛生サービスの機能の説明、どのように組織がこれらのサービスの質を保証し、労働者のアクセスを促進するかについての説明</li> </ul>	_
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	
	a. 労働安全衛生マネジメントシステムの開発、実施、評価における労働者の参加と協議のプロセスと、労働者が労働 安全衛生に関する情報を入手し、関連情報を伝達するためのプロセスに関する説明	
	b. 制度上の労使合同安全衛生委員会が存在する場合は、その委員会の責任、会議の頻度、意思決定機関に関する説明。また、これらの委員会に代表されていない労働者がいる場合、その理由	_
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	
	a. 労働者に提供される労働安全衛生における研修に関する説明。すなわち、一般的な訓練に加えて、特定の労働関連 の危険性(ハザード)、危険な活動、または危険な状況に関わる研修が想定できる	_
403-6	労働者の健康増進	
	a. 組織は、業務に起因しない場合の医療およびヘルスケア・サービスへの労働者のアクセスをどのように促進するかの説明、および提供されるアクセスの範囲の説明	
	b. 対象となる特定の健康リスクを含む、労働関連でない主要な健康リスクに対処するために労働者に提供される任意の健康増進サービスおよびプログラムの説明、および組織がこれらのサービスやプログラムへの労働者のアクセスをどのように促進するかについての説明	154-156
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	
	a. ビジネス上の関係により、運営、製品またはサービスに直接関連する労働安全衛生上の重大なマイナスの影響を防止、緩和するための組織のアプローチ、および関連する危険性(ハザード)やリスクの説明	154-156

2

208

#### 403-8 労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者

- a. 組織は、法的要件または公式の標準・手引きに基づく労働安全衛生システムを導入しているか
  - i. システムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者
  - ii. 内部監査を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職場が組織の管 理下にある労働者数と割合
  - iii. 外部監査または認証を受けたシステムの対象となっている、従業員数および、従業員ではないが労働または職 場が組織の管理下にある労働者数と割合
- b. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのかの説明
- c. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

#### 403-9 労働関連の傷害

- a. すべての従業員について
  - i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合
  - ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)
  - iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合
  - iv. 労働関連の傷害の主な種類
  - v. 労働時間
- b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について
  - i. 労働関連の傷害による死亡者数と割合
- ii. 重大結果に繋がる労働関連の傷害者数と割合(死亡者を除く)
- iii. 記録対象となる労働関連の傷害者数と割合
- iv. 労働関連の傷害の主な種類
- v. 労働時間
- c. 重大結果に繋がる傷害のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む
- i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたのか
- ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、重大結果に繋がる傷害を引き起こしたのか、もしくは一因となっ たのか
- iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行 中の措置
- d. 管理体系を使用して、その他の労働関連の危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしく は進行中の措置
- e. 上記の労働関連の傷害の割合は、労働時間200.000時間もしくは1.000.000時間あたりに基づき計算された割合 かどうか
- f. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか
- g. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

#### 403-10 労働関連の疾病・体調不良

- a. すべての従業員について
  - i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数
  - ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数
  - iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類
- b. 従業員ではないが労働または職場が組織の管理下にある労働者について
  - i. 労働関連の疾病・体調不良による死亡者数
  - ii. 記録対象となる労働関連の疾病・体調不良の発症数
  - iii. 労働関連の疾病・体調不良の主な種類
- c. 疾病・体調不良のリスクを引き起こす危険性(ハザード)、次を含む
  - i. どのようにこれらの危険性(ハザード)が決定されたか
  - ii. これらの危険性(ハザード)のどれが、報告期間中、疾病・体調不良を引き起こしたのか、もしくは一因となったのか
  - iii. 管理体系を使用して、これらの危険性(ハザード)を排除し、リスクを最小化するためにとられた、もしくは進行 中の措置
- d. 本開示事項から除外されている労働者がいる場合には、なぜ、およびどのような労働者が除外されているのか
- e. どのようにデータが収集されたかを理解するのに必要な何らかの文脈上の情報、適用した基準、方法論、前提条件など

159

154-159

該当なし

項目	指標 Table 1	掲載場所
研修と教育		
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	
	a. 報告期間中に、組織の従業員が受講した研修の平均時間(次の内訳による)	
	i. 性別	152,162
	ii. 従業員区分	
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	
	a. 従業員のスキル向上のために実施したプログラムの種類、対象と、提供した支援	
	b. 雇用適性の維持を促進するために提供した移行支援プログラムと、定年退職や雇用終了に伴うキャリア終了マネ ジメント	149-153
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	
	a. 報告期間中に、業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合(男女別、従業員区分別に)	149-153
ダイバーシテ	イと機会均等	
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	
	a. 組織のガバナンス機関に属する個人で、次のダイバーシティ区分に該当する者の割合	
	i. 性別	
	ii. 年齢層:30歳未満、30歳~50歳、50歳超	
	iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など)	97-111,
	b. 次のダイバーシティ区分の従業員区分別の従業員の割合	146-158
	i. 性別	
	ii. 年齢層:30歳未満、30歳~50歳、50歳超	
	iii. 該当する場合には、その他のダイバーシティ指標(例えばマイノリティ、社会的弱者など)	
405-2	基本給と報酬総額の男女比	
	a. 女性の基本給と報酬総額の、男性の基本給と報酬総額に対する比率(従業員区分別、重要事業拠点別に)	_
JL-¥-DI	b. 「重要事業拠点」の定義	
非差別	<b>大川市河と中作したが次州</b> 第	
406-1	差別事例と実施した救済措置 a. 報告期間中に生じた差別事例の総件数	
	d. 報告期間中に主じた左加争的の総件数 b. 事例の状況と実施した措置。次の事項を含む	
	i. 組織により確認された事例	
	ii. 実施中の救済計画	158
	iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果	
	iv. 措置が不要となった事例	
結社の自由と		
407-1		
	a. 労働者の結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー。次の事項に関して	
	i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類	該当なし
	ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域	改当なり
	b. 結社の自由や団体交渉の権利行使を支援するため、組織が報告期間中に実施した対策	
児童労働		
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	
	a. 次の事例に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー	
	i. 児童労働	
	ii. 年少労働者による危険有害労働への従事	
	b. 児童労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー(次の観点による)	該当なし
	i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類	
	ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域	
	c. 児童労働の効果的な根絶のために報告期間中に組織が実施した対策	
強制労働		
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	
	a. 強制労働に関して著しいリスクがあると考えられる事業所およびサプライヤー。次の事項に関して	

i. 事業所(製造工場など)およびサプライヤーの種類

ii. リスクが生じると考えられる事業所およびサプライヤーが存在する国または地域 b. あらゆる形態の強制労働を撲滅するために報告期間中に組織が実施した対策

項目 指標 掲載場所 保安慣行 410-1 人権方針や手順について研修を受けた保安要員 a. 組織の人権方針や特定の手順およびその保安業務への適用について正式な研修を受けた保安要員の割合 162 b. 保安要員の提供を受けている第三者組織に対して同様の研修要件を適用しているか否か 先住民族の権利 411-1 先住民族の権利を侵害した事例 a. 報告期間中に、先住民族の権利を侵害したと特定された事例の総件数 b. 事例の状況と実施した措置(次の事項を含める) i. 組織により確認された事例 該当なし ii. 実施中の救済計画 iii. 実施済みの救済計画と、定期的な内部マネジメント・レビュー・プロセスにより確認された結果 iv. 措置が不要となった事例 人権アセスメント 412-1 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所 a. 人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所の総数とその割合(国別に) 159,162 412-2 人権方針や手順に関する従業員研修 a. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を実施した総時間数 159,162 b. 人権方針や事業所に関わる人権側面に関する手順について、報告期間中に従業員研修を受けた従業員の割合 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約 412-3 a. 人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約の総数と割合 b. 「重要な投資協定」の定義 地域コミュニティ 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所 413-1 a. 地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施(次のものなどを活用して)した事 業所の割合 i. 一般参加型アプローチに基づく社会インパクト評価(ジェンダーインパクト評価を含む) ii. 環境インパクト評価および継続的モニタリング iii. 環境および社会インパクト評価の結果の公開 iv. 地域コミュニティのニーズに基づく地域コミュニティ開発プログラム v. ステークホルダー・マッピングに基づくステークホルダー・エンゲージメント計画 vi. 広範なコミュニティ協議委員会や社会的弱者層を包摂する各種プロセス vii. インパクトに対処するための労使協議会、労働安全衛生委員会、その他従業員代表機関 viii. 正式な地域コミュニティ苦情処理プロセス 413-2 地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所 a. 地域コミュニティに対して著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的)を及ぼす事業所。次の事項を含む i. 事業所の所在地 該当なし ii. 事業所が及ぼす著しいマイナスのインパクト(顕在的、潜在的) サプライヤーの社会面のアセスメント 社会的基準により選定した新規サプライヤー 414-1 a. 社会的基準により選定した新規サプライヤーの割合 サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置 414-2 a. 社会的インパクト評価の対象としたサプライヤーの数 b. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定したサプライヤーの数 c. サプライチェーンで特定した著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的) d. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、改善の 実施に同意したサプライヤーの割合 e. 著しいマイナスの社会的インパクト(顕在的、潜在的)があると特定されたサプライヤーのうち、評価の結果、関係を 解消したサプライヤーの割合およびその理由 公共政策 415-1 政治献金 a. 組織が直接、間接に行った政治献金および現物支給の総額(国別、受領者・受益者別) b. 現物支給を金銭的価値に推計した方法(該当する場合)

該当なし

該当なし

該当なし

該当なし

211

指標 顧客の安全衛生 製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価 416-1 a. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、安全衛牛インパクトの評価を改善のために行っているものの割合 該当なし 416-2 製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例 a. 報告期間中に、製品やサービスについて発生した安全衛生インパクトに関する規制および自主的規範の違反事例 の総件数。次の分類による

i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例

ii. 警告の対象となった規制違反の事例

iii. 自主的規範の違反事例

b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

#### \_\_\_ マーケティングとラベリング

#### 417-1 製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項

- a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関して、組織が定める手順において、次の各事項の情報が求められてい
  - i. 製品またはサービスの構成要素の調達
  - ii. 内容物(特に環境的、社会的インパクトを生じさせる可能性のあるもの)
- iii. 製品またはサービスの利用上の安全性

iv. 製品の廃棄と、環境的、社会的インパクト

v. その他(詳しく説明のこと)

b. 重要な製品およびサービスのカテゴリーのうち、組織が定める手順の対象であり、手順の遵守評価を行っているも のの割合

#### 417-2 製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例

- a. 製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制および自主的規範の違反事例の総件数。次の分類による
- i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例
- ii. 警告の対象となった規制違反の事例

iii. 自主的規範の違反事例

b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

#### 417-3 マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例

- a. マーケティング・コミュニケーション(広告、宣伝、スポンサー業務など)に関する規制および自主的規範の違反事例 の総件数。次の分類による
  - i. 罰金または処罰の対象となった規制違反の事例
  - ii. 警告の対象となった規制違反の事例
  - iii. 自主的規範の違反事例
- b. 規制および自主的規範への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

#### 顧客プライバシー

#### 418-1 顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立

- a. 顧客プライバシーの侵害に関して具体化した不服申立の総件数。次の分類による
- i. 外部の当事者から申立を受け、組織が認めたもの
- ii. 規制当局による申立

b. 顧客データの漏洩、窃盗、紛失の総件数

c. 具体化した不服申立が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

#### 社会経済面のコンプライアンス

#### 419-1 社会経済分野の法規制違反

- a. 社会経済分野の法規制の違反により組織が受けた重大な罰金および罰金以外の制裁措置。次の事項に関して
  - i. 重大な罰金の総額
  - ii. 罰金以外の制裁措置の総件数
  - iii. 紛争解決メカニズムに提起された事案

b. 組織による法規制への違反が無い場合は、その旨を簡潔に述べる

c. 相当額以上の罰金および罰金以外の制裁措置を受けた経緯

該当なし

該当なし

# 財務ハイライト

2018年度の業績につきましては、三井住友信託銀行における国際部門資金利益の増加に加え、証券代行 関連や資産運用子会社の手数料関連利益の増加等により、実質業務純益は前年度比116億円増益の2,822 億円、親会社株主に帰属する当期純利益は同199億円増益の1,738億円となりました。

実質業務純益、親会社株主に帰属する当期純利益ともに、公表予想に沿った順調な進捗となっています。

#### ■2018年度決算の概要

#### <連結>三井住友トラスト・ホールディングス(連結)

(単位: 億円)

	2017年度(A)	2018年度(B)	増減(B)−(A)	増減率
実質業務純益	2,705	2,822	116	4.3%
経常利益	2,326	2,564	237	10.2%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,539	1,738	199	12.9%
与信関係費用	29	△ 29	△ 59	_
株主資本ROE <sup>※</sup>	7.40%	7.95%	0.55%	_
1株当たり当期純利益 (EPS)	403円92銭	458円91銭	54円99銭	13.6%
1株当たり純資産 (BPS)	6,897円36銭	7,008円67銭	111円31銭	1.6%

親会社株主に帰属する当期純利益

(期首株主資本合計 + 期末株主資本合計)÷ 2 ×100

#### <単体>三井住友信託銀行(単体)

(単位: 億円)

	2017年度(A)	2018年度(B)	増減(B)−(A)	増減率
実質業務純益	1,897	2,314	417	22.0%
資金関連利益	1,765	1,727	△ 38	△ 2.2%
手数料関連利益	1,902	1,863	△ 39	△ 2.1%
特定取引利益	104	279	175	168.0%
その他業務利益	495	803	307	62.1%
経費	△ 2,370	△ 2,358	12	△ 0.5%
臨時損益等	△ 167	△ 223	△ 56	△ 33.4%
経常利益	1,729	2,090	361	20.9%
特別損益	△ 83	△ 42	40	△ 48.5%
当期純利益	1,179	1,486	306	26.0%
与信関係費用	70	19	△ 50	

- (注1)金額が損失または減益の項目には△を付しています。
- (注2)記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しています。

#### <配当>

	2017年度(A)	2018年度(B)	増減(B)−(A)
1株当たり配当金(普通株式)	130円00銭	140円00銭	+10円00銭

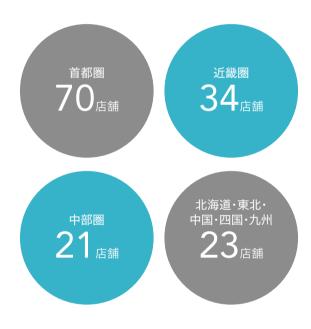
# 三井住友トラスト・グループの基本情報 **拠点網** (2019年12月末現在)

#### 国内店舗・海外ネットワーク

当グループは、首都圏、近畿圏、中部圏を中心とするバランスの取れた店舗網を構築しています。また、インターネットにおいて、住信SBIネット銀行が全国をカバーしています。

併せて、貸出業務、資産運用・管理業務、コンサルティング業務など、グローバルな金融サービス を提供できる海外ネットワークも有しています。

#### ■国内店舗





#### ■海外拠点

#### [米国]

- ニューヨーク支店
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited (銀行業務·信託業務)

#### [欧州]

- ロンドン支店
- Sumitomo Mitsui Trust International Limited (証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A. (信託業務·銀行業務·証券業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (信託業務)

#### [アジア・オセアニア]

- シンガポール支店
- 上海支店
- 香港支店
- 北京駐在員事務所
- 北京(証券業務)駐在員事務所
- 紫金信託有限責任公司 (信託業務)
- Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited (証券業務)
- ジャカルタ駐在員事務所
- ソウル駐在員事務所
- Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited (銀行業務)
- シドニー駐在員事務所

#### 三井住友トラスト・グループの基本情報

# 当社の概要(2019年12月末現在)

商号 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

本店所在地 東京都千代田区丸の内1-4-1

**設立日** 2002年2月1日(2011年4月1日 商号変更)

**主な事業内容** 信託銀行を中核とする、三井住友トラスト・グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、

以下(1)~(8)を主な機能としています。

(1) 経営戦略企画統括機能(経営資源配分機能を含む)

(2) 財務統括機能

(3) 人事統括機能

(4) 経費統括機能

(5) IT統括機能

(6) リスク管理統括機能

(7) コンプライアンス統括機能

(8) 内部監査統括機能

資本金 2,616億872万5,000円

発行済株式総数 普通株式 390,348千株(株式数は、千株未満を切り捨てて表示しています。)

上場証券取引所 東京(第一部)、名古屋(第一部)

証券コード 8309

三井住友トラスト・グループの基本情報

# 格付情報(2019年12月末現在)

		長期	アウトルック	短期	財務
三井住友トラスト・ホールディングス	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	_	_
二升任及トノスト・ホールティングス	格付投資情報センター (R&I)	Α	安定的	_	_
	スタンダード&プアーズ (S&P)	Α	ポジティブ	A-1	_
	ムーディーズ (Moody's)	A1	安定的	P-1	_
三井住友信託銀行	フィッチ・レーティングス (Fitch)	A-	安定的	F1	a-*
	日本格付研究所 (JCR)	AA-	安定的	_	_
	格付投資情報センター (R&I)	A+	安定的	a-1	_

※存続性格付を記載

2019年12月発行

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 経営企画部サステナビリティ推進室

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

電話 03-6256-6251

ホームページ https://www.smth.jp/csr/index.html



